

令和3年 第4回 川口市教育委員会定例会

日 時 令和3年3月17日(水)
午後1時30分
場 所 ワークファンルーム会議室1・2

日 程

1 開 会

2 点 呼

3 前回会議録の承認

- (1) 第3回川口市教育委員会定例会会議録

4 教育長報告

- (1) 次世代支援・教育力向上特別委員会の概要について ———別添1
(2) 事務委任の解除に関する協議について ——— 1
(3) 事務の委任の協議について ——— 2
(4) 令和3年度大貫海浜学園・水上自然教室の実施方法について ———当日1

5 協議事項

6 議 事

- 議案第18号 職員の人事について ———当日2(秘)
議案第19号 川口市公民館運営審議会委員を委嘱することについて ——— 3
議案第20号 川口市スポーツ推進委員を委嘱することについて ——— 5
議案第21号 令和3年度川口市立学校教職員
メンタルヘルスカウンセラーを委嘱することについて ——— 10
議案第22号 市立高等学校の教職員の人事について ———当日3(秘)
議案第23号 令和3年度川口市立教育研究所
特別支援教育アドバイザーを委嘱することについて ——— 11
議案第24号 令和3年度川口市立教育研究所教育相談員を採用することについて ——— 13
議案第25号 令和3年度川口市日本語指導支援員を採用することについて ——— 15
議案第26号 令和3年度川口市立教育研究所カウンセラーを
委嘱することについて ——— 16
議案第27号 令和3年度川口市立教育研究所嘱託カウンセラーを
委嘱することについて ——— 17
議案第28号 令和3年度川口市立教育研究所嘱託医を委嘱することについて ——— 18
議案第29号 令和3年度使用文部科学省著作教科書を採択することについて ———当日4(秘)
議案第30号 川口市立小・中学校職員服務規程の一部を改正する規則について ———別紙2
議案第31号 川口市立高等学校職員服務規程の一部を改正する規程について ———別紙2
議案第32号 川口市立学校職員の人事評価に関する規則の一部を
改正する規則について ———別紙2

| | | |
|----------|--|--------|
| 議案第 33 号 | 川口市立小・中学校管理規則の一部を改正する規則について | ——別紙 2 |
| 議案第 34 号 | 川口市立高等学校通則の一部を改正する規則について | ——別紙 2 |
| 議案第 35 号 | 川口市立高等学校附属中学校通学区域に関する規則について | ——別紙 2 |
| 議案第 36 号 | 川口市学校給食実施規則の一部を改正する規則について | ——別紙 2 |
| 議案第 37 号 | 川口市教育局及び教育機関職員の勤務時間等に関する 規程の一部を改正する規程について | ——別紙 2 |
| 議案第 38 号 | 川口市教育委員会公の施設の指定管理者の指定の 手続等に関する条例施行規則の一部を改正する規則について | ——別紙 2 |
| 議案第 39 号 | 川口市文化財保護条例施行規則の一部を改正する規則について | ——別紙 2 |
| 議案第 40 号 | 川口市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害 補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則について | ——別紙 2 |

7 その他

8 閉 会

教育長報告（2）

事務委任の解除に関する協議について

- 1 委任を解除する事務
各市立幼稚園に係る入園選考手数料及び入園料の徴収事務
- 2 委任解除期日 令和3年3月31日
- 3 委任を解除する理由
当該各幼稚園の入園選考手数料及び入園料を徴収していないことから、各市立幼稚園長への委任を解除するもの。

教育長報告（3）

事務の委任の協議について

1 委任事務

川口市立高等学校附属中学校に係る入学選考手数料の徴収事務

2 委任開始期日 令和3年4月1日

3 委任理由

川口市立高等学校附属中学校に係る入学選考手数料の徴収事務については、地方自治法第180条の6第1項により、本来、市長の予算執行権の一部と解されるが、当該中学校の管理運営を行う当該校長が事務執行することで、より効率的に事務を行えるため、市長の権限を川口市立高等学校附属中学校長に委任するもの。

議案第19号

川口市公民館運営審議会委員を委嘱することについて

川口市立公民館運営審議会委員に別紙の者を委嘱するため、川口市公民館運営審議会条例（平成11年条例第48号）第3条の規定により議決を求める。

令和3年3月17日提出

川口市教育委員会教育長 茂 呂 修 平

1 委嘱をする者

(1) 芝園公民館

| No. | 氏名 | 性別 | 現在の公職 | 再・新 | 条例第3条該当名 |
|-----|--------|----|------------------------|-----|---------------------------|
| 1 | 星野 泰久 | 男 | 芝西中学校長 | 再 | 学校教育関係者 |
| 2 | 真下 徹也 | 男 | 芝園団地自治会長 | 再 | 社会教育関係者 |
| 3 | 楊 思維 | 男 | 芝園団地自治会体育部長 | 新 | 社会教育関係者 |
| 4 | 平形 威雄 | 男 | 芝園ハイツ自治会長 | 再 | 社会教育関係者 |
| 5 | 佐々木 愛子 | 女 | 芝園公民館地区献血会会長 | 再 | 社会教育関係者 |
| 6 | 古澤 順子 | 女 | 新舞踊花喜代会会員 | 再 | 社会教育関係者 |
| 7 | 市川 さちこ | 女 | 芝園太鼓副会長 | 再 | 社会教育関係者 |
| 8 | 小島 佳代子 | 女 | 川口市食生活改善推進協議会 芝園支部長 | 再 | 社会教育関係者 |
| 9 | 大窪 広介 | 男 | 芝富士小学校元PTA会長 | 再 | 家庭教育の向上に 資する活動を行う 者 |
| 10 | 金澤 暢徳 | 男 | 芝園団地商店会会長 | 再 | 知識経験者 |
| 11 | 大津 泰晴 | 男 | 芝園ハイツ商店会事業部長 | 再 | 知識経験者 |

2 任期

令和3年4月1日から令和5年3月31日まで

議案第20号

川口市スポーツ推進委員を委嘱することについて

スポーツ基本法（平成23年法律第78号）第32条第1号及び川口市スポーツ推進委員に関する規則（昭和38年教育委員会規則第1号）第3条の規定により、次のとおりスポーツ推進委員を委嘱することについて議決を求める。

記

1 委嘱をする者

別紙各公民館等地区より推薦のあった者 295人

2 任期

令和3年4月1日から令和5年3月31日まで

令和3年3月17日提出

川口市教育委員会教育長 茂 呂 修 平

令和3・4年度 地区別スポーツ推進委員推薦状況

(単位=人)

| ブロック | 地区名 | 令和元・2年度 | | 令和3・4年度 | |
|------|------|---------|------|-------------------|------|
| | | 推薦者定数 | 候補者数 | 推薦者定数 (候補者数増減) | 候補者数 |
| 南 | 中央 | 10 | 10 | | 10 |
| | 幸栄 | 9 | 9 | | 8 |
| | 西 | 10 | 8 | +1 | 11 |
| | 南平 | 11 | 10 | -1 | 10 |
| | 朝日 | 9 | 9 | +1 | 10 |
| | 朝日東 | 8 | 8 | | 8 |
| | 領家 | 9 | 9 | | 9 |
| 青木 | 青木 | 13 | 13 | | 13 |
| | 青木東 | | | | |
| | 上青木 | 10 | 9 | | 10 |
| | 前川 | 9 | 9 | | 9 |
| | 前川南 | 8 | 8 | | 7 |
| | 並木 | 10 | 10 | | 10 |
| | 西川口 | 9 | 9 | | 8 |
| | 横曽根 | 8 | 8 | | 8 |
| 東 | 新郷 | 10 | 10 | | 10 |
| | 新郷南 | 9 | 9 | | 9 |
| | 神根 | 9 | 9 | +1 | 10 |
| | 神根東 | 8 | 7 | | 8 |
| | 神根西 | 9 | 7 | -1 | 8 |
| | 根岸 | 8 | 8 | | 8 |
| | 安行 | 10 | 10 | | 10 |
| | 安行東 | 9 | 9 | | 9 |
| | 戸塚 | 12 | 12 | | 12 |
| | 戸塚西 | 13 | 11 | | 13 |
| 芝 | 芝 | 11 | 10 | -1 | 10 |
| | 芝南 | 9 | 8 | | 9 |
| | 芝西 | 9 | 9 | | 9 |
| | 芝北 | 9 | 9 | | 9 |
| | 芝富士 | 8 | 8 | | 8 |
| | 芝園 | 8 | 2 | | 8 |
| 鳩ヶ谷 | 鳩ヶ谷 | 10 | 10 | | 10 |
| | 南鳩ヶ谷 | 10 | 10 | | 9 |
| | 里 | 10 | 8 | | 10 |
| 合計 | 314 | 295 | | 314 | 295 |

※ 地区別人員については、8名～13名に委嘱する。

令和3・4年度

| 地区人口数 | 定数 |
|-------------------|-----|
| 12,500人未満 | 8人 |
| 12,500人～19,000人未満 | 9人 |
| 19,000人～26,000人未満 | 10人 |
| 26,000人～29,000人未満 | 11人 |
| 29,000人～37,000人未満 | 12人 |
| 37,000人以上 | 13人 |

⇨最大数13人

令和3・4年度川口市スポーツ推進委員名簿

()内の数字は、委員/定数

| 地区 | 川口市スポーツ推進委員 | | | |
|----------------|-------------|--------|--------|--------|
| 中央 (10/10) | 濱田 豊 | 松本 善一 | 西島 順子 | 河野 靖士 |
| | 河野 恭子 | 増田 友久 | 永瀬 龍大 | 出口 雅己 |
| | 瀧澤 欣克 | 佐藤 雅子 | | |
| 幸栄 (8/9) | 今井 富江 | 石井 栄子 | 樺澤 昭一 | 由本 貴士 |
| | 渡邊 日出雄 | 齋藤 勉 | 永井 明子 | 吉田 浩司 |
| | | | | |
| 西 (11/11) | 安藤 隆二 | 小柳 兼之 | 山本 裕見子 | 佐藤 嗣恩 |
| | 入村 荘太 | 戸田 智子 | 野本 暢子 | 菊地 由子 |
| | 広瀬 園子 | 大輪 昌利 | 笠輪 貴子 | |
| 南平 (9/10) | 小林 一永 | 高野 寿久 | 大塚 義雄 | 廣渡 香奈子 |
| | 野澤 保智 | 山田 孝二郎 | 齋藤 みほ | 佐塚 大輔 |
| | 真下 隆志 | | | |
| 朝日 (10/10) | 久保庭 英喜 | 大瀧 栄美 | 榎本 弘法 | 石志 真智子 |
| | 大原 長 | 本橋 康之 | 齋藤 彰一 | 佐藤 美智代 |
| | 足立 一朗 | 工藤 祐輔 | | |
| 朝日東 (8/8) | 田村 衛 | 石井 寿一 | 稲葉 武幸 | 尾崎 嘉泰 |
| | 丹野 晴夫 | 杉本 憲吾 | 中里 賢司 | 大熊 隆司 |
| 領家 (9/9) | 倉持 昇 | 花之枝 均 | 中澤 敬幸 | 田口 秀樹 |
| | 弘田 智成 | 中道 勉 | 渡森 祐二 | 永尾 裕也 |
| | 岩田 晴夫 | | | |
| 青木 (13/13) | 保坂 宜伸 | 菊地 章 | 練木 恵里子 | 竹之内 悦子 |
| | 森谷 祐二 | 宇佐美 功 | 影澤 秀則 | 櫻井 英清 |
| | 高荒 紀明 | 猪口 泰宏 | 石田 道明 | 佐藤 千春 |
| | 仲澤 一人 | | | |
| 上青木 (10/10) | 高橋 智 | 柳田 幸男 | 鈴木 靖則 | 平出 孝史 |
| | 石川 裕 | 吉澤 敏夫 | 木下 良子 | 小池 克行 |
| | 山野 美由紀 | 後藤 美奈 | | |
| 前川 (9/9) | 角田 博 | 田部 等彦 | 石村 章彦 | 野口 秀雪 |
| | 須釜 哲夫 | 石田 明彦 | 柳原 昌紀 | 松尾 利一 |
| | 野崎 仁志 | | | |
| 前川南 (7/8) | 須賀 寛二 | 今井 公次 | 寺本文 則 | 中村 義裕 |
| | 太田 雄介 | 原田 正裕 | 見目 早苗 | |
| 並木 (10/10) | 小山 泰仁 | 松下 勝 | 小形 聰 | 西舘 淳 |
| | 中川 博太 | 島崎 義和 | 成田 英世 | 鳥海 克也 |
| | 白井 良典 | 木村 大介 | | |
| 西川口 (8/9) | 金子 一清 | 小野田 孝信 | 堀川 和子 | 宮島 静歌 |
| | 安立 由美子 | 春日 貴行 | 平林 万城 | 牛嶋 史人 |
| | | | | |
| 横曽根 (8/8) | 島田 潔 | 長 聖一 | 遠山 聡 | 佐藤 悦子 |
| | 阿部 みゆき | 沖出 貴司 | 本田 昭弘 | 佐々木 崇則 |

| 地区 | 川口市スポーツ推進委員 | | | |
|----------------|-------------|--------|---------|--------|
| 新郷 (10/10) | 橋本 茂 | 川田 大寿 | 若木 博之 | 岡本 裕介 |
| | 櫻井 ひとみ | 八尋 昭美 | 永尾 正敏 | 伊儀 一人 |
| | 伊東 一樹 | 島田 俊矢 | | |
| 新郷南 (9/9) | 平林 仁 | 梅沢 賢次 | 山崎 徹博 | 神原 靖浩 |
| | 臈 まゆみ | 狭間 信吾 | 齋藤 友博 | 宮原 隼斗 |
| | 中村 礼行 | | | |
| 神根 (8/10) | 安部 百合江 | 石井 義章 | 鈴木 博明 | 山本 治久 |
| | 程吉 一彦 | 中保 猛 | 早船 充夫 | 池田 幸一 |
| | | | | |
| 神根東 (7/8) | 黒羽 修 | 高橋 健司 | 粟飯原 稔 | 濱田 和久 |
| | 中谷 知佳 | 木幡 忠二 | 三吉 竹仁 | |
| 神根西 (7/8) | 勝治 正彦 | 浜田 義信 | 阿部 晴彦 | 江口 輝 |
| | 藤本 健次郎 | 伊原 巧 | 小比類 巻聡 | |
| | | | | |
| 根岸 (8/8) | 遠藤 喜三男 | 池住 朋子 | 杉本 重成 | 佐藤 文朗 |
| | 鳥海 英喜 | 野口 貴志 | 齋藤 学 | 松森 明久 |
| 安行 (9/10) | 野村 勝美 | 関戸 孝子 | 小嶋 新一 | 岩渕 勲 |
| | 澤井 昭宏 | 手呂内 慎介 | 長友 泉 | 坂東 久恵 |
| | 浅井 礼子 | | | |
| 安行東 (9/9) | 石井 徹 | 中山 弘 | 犬塚 亨 | 宇田川 尚志 |
| | 中田 晋一 | 武部 文人 | 小西 力 | 阿部 長生 |
| | 及川 圭一 | | | |
| 戸塚 (12/12) | 戸敷 仁 | 豊田 英明 | 藤波 栄 | 米沢 久美子 |
| | 石鍋 功久 | 大宮 一夫 | 植草 博之 | 堀口 治 |
| | 山崎 幹 | 奥田 健一 | 森元 秀樹 | 赤羽 孝太 |
| 戸塚西 (12/13) | 南 博 | 白鳥 清隆 | 布施 喜代子 | 後藤 三千代 |
| | 佐山 道浩 | 飯塚 利文 | 園部 邦彦 | 池田 信也 |
| | 宿利原 繁人 | 笛木 繁 | 清水 良浩 | 添田 大智 |
| | | | | |
| 芝 (9/10) | 齋藤 高章 | 高橋 明子 | 安田 善彦 | 石川 直巳 |
| | 尾嶋 一郎 | 鈴木 誠 | 本多 茂 | 福馬 晃 |
| | 佐藤 良之 | | | |
| 芝南 (9/9) | 藤田 正博 | 茂木 一人 | 若林 市朗 | 池田 秀樹 |
| | 大河内 恵子 | 中村 好美 | 成田 隆幸 | 大河原 秀朗 |
| | 香川 仁志 | | | |
| 芝西 (9/9) | 小笠原 茂夫 | 田口 博喜 | 大澤 誠 | 富田 博之 |
| | 清水 文江 | 堀口 一枝 | 工藤 淳志 | 境 久志 |
| | 杉山 功太 | | | |
| 芝北 (9/9) | 岡澤 義昭 | 小野 俊哉 | 堀之内 妃登美 | 桐田 文明 |
| | 小池 幸一 | 布施 和久 | 大竹 秀夫 | 可知 康宏 |
| | 嶋岡 一美 | | | |
| 芝富士 (8/8) | 佐藤 京子 | 平田 繁 | 井上 美奈子 | 阿部 とし子 |
| | 木村 伸哉 | 鶴田 健人 | 金森 拓也 | 大窪 広介 |
| 芝園 (3/8) | 松橋 浩樹 | 武井 昭 | 松下 隆志 | |
| | | | | |
| 鳩ヶ谷 (10/10) | 小熊 奈々子 | 竹花 智子 | 芹田 功 | 鈴木 将人 |
| | 田波 賢一 | 柴田 勝宏 | 川島 敏行 | 岡野 勇士 |
| | 中川 俊樹 | 成瀬 大輝 | | |
| 南鳩ヶ谷 (9/10) | 本嶋 一 | 鈴木 仁 | 佐藤 浩巳 | 桑木 充子 |
| | 谷内 栄介 | 松本 敏也 | 坪谷 あさみ | 大久保 忠則 |
| | 成田 久 | | | |
| 里 (8/10) | 石橋 久代 | 清水 葉子 | 甚野 邦彦 | 若林 昭二 |
| | 吉田 博之 | 磯田 早美 | 井藤 英二 | 嶋原 礼子 |
| | | | | |

令和3・4年度委嘱予定スポーツ推進委員候補者の構成

令和3年4月1日現在

【年齢・性別】

※単位＝人

| | 男 | | 女 | | 計 | | 年齢別比率 | |
|----------|-------|-------|-------|-------|-----|-------|-------|-------|
| | | (前回比) | | (前回比) | | (前回比) | | (前回) |
| 39歳以下 | 12 | +2 | 1 | - | 13 | +2 | 4.4% | 3.7% |
| 40歳台 | 49 | +5 | 9 | +1 | 58 | +6 | 19.7% | 17.6% |
| 50歳台 | 102 | -15 | 24 | -3 | 126 | -18 | 42.7% | 48.8% |
| 60歳以上 | 72 | +7 | 26 | +3 | 98 | +10 | 33.2% | 29.8% |
| 合計 | 235 | -1 | 60 | +1 | 295 | 0 | | |
| 性別比率(前回) | 79.7% | 80.0% | 20.3% | 20.0% | | | | |

【経験年数別】 ※1期(2年)

| | 人数 | 比率 | 前回人数 |
|-------------|------|-------|------|
| 新規委嘱者 | 29人 | 9.8% | 27 |
| 2年未満(途中委嘱者) | 8人 | 2.7% | 5 |
| 2年以上～4年未満 | 29人 | 9.8% | 33 |
| 4年以上～6年未満 | 35人 | 11.9% | 42 |
| 6年以上～8年未満 | 34人 | 11.5% | 53 |
| 8年以上～10年未満 | 44人 | 14.9% | 19 |
| 10年以上～12年未満 | 20人 | 6.8% | 32 |
| 12年以上～14年未満 | 27人 | 9.2% | 23 |
| 14年以上～16年未満 | 20人 | 6.8% | 18 |
| 16年以上～18年未満 | 15人 | 5.1% | 13 |
| 18年以上～20年未満 | 11人 | 3.7% | 10 |
| 20年以上～22年未満 | 7人 | 2.4% | 8 |
| 22年以上～24年未満 | 8人 | 2.7% | 6 |
| 24年以上～26年未満 | 4人 | 1.4% | 2 |
| 26年以上～28年未満 | 2人 | 0.7% | 2 |
| 28年以上～30年未満 | 1人 | 0.3% | 2 |
| 30年以上 | 1人 | 0.3% | 0 |
| 合計 | 295人 | | 295 |

議案第21号

令和3年度川口市立学校教職員メンタルヘルスカウンセラーを委嘱することについて

川口市立学校教職員メンタルヘルスカウンセラー設置要項第2の規程により、次のとおり川口市立学校教職員メンタルヘルスカウンセラーを委嘱することについて、議決を求める。

記

1 委嘱をする者

| | 氏名 | 再・新 |
|------------------|--------|-----|
| メンタルヘルスチーフカウンセラー | 土井 一博 | 再 |
| メンタルヘルスカウンセラー | 大林 ひろこ | 再 |

2 委嘱期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

令和3年3月17日提出

川口市教育委員会教育長 茂 呂 修 平

議案第 23 号

令和 3 年度川口市立教育研究所特別支援教育アドバイザーを委嘱
することについて

川口市立教育研究所教育相談室特別支援教育アドバイザーによる教育
相談実施要項 2 の規定により、別紙のとおり川口市立教育研究所特別支援
教育アドバイザーを委嘱することについて、議決を求める。

令和 3 年 3 月 17 日提出

川口市教育委員会教育長 茂 呂 修 平

1 委嘱をする者

| 氏名 | 配属先 | 再・新 |
|--------|-----------|-----|
| 久保島 廣美 | 川口市立教育研究所 | 再 |
| 近藤 久江 | 川口市立教育研究所 | 再 |
| 上原 節子 | 川口市立教育研究所 | 再 |
| 齋藤 光男 | 川口市立教育研究所 | 再 |
| 足助 啓子 | 川口市立教育研究所 | 再 |
| 後藤 和子 | 川口市立教育研究所 | 再 |

2 任期

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

議案第 2 4 号

令和 3 年度川口市立教育研究所教育相談員を採用することについて

川口市立教育研究所教育相談員設置要綱第 4 の規定により、別紙のとおり川口市立教育研究所教育相談員を採用することについて、議決を求める。

令和 3 年 3 月 1 7 日提出

川口市教育委員会教育長 茂 呂 修 平

1 採用する者

| 氏 名 | 配属先 | 再・新 |
|--------|-----------|-----|
| 川田 博史 | 川口市立教育研究所 | 再 |
| 戸ヶ崎 幾江 | 川口市立教育研究所 | 再 |
| 池内 淳一 | 川口市立教育研究所 | 再 |
| 加藤 祐子 | 川口市立教育研究所 | 再 |
| 佐藤 俊博 | 川口市立教育研究所 | 再 |
| 小田 正美 | 川口市立教育研究所 | 再 |
| 杉田 明 | 川口市立教育研究所 | 再 |
| 高村 美恵 | 川口市立教育研究所 | 新 |
| 瀬山 真一 | 川口市立教育研究所 | 新 |
| 安部 正幸 | 川口市立教育研究所 | 新 |
| 岩間 千香子 | 川口市立教育研究所 | 新 |
| 竹本 美香 | 川口市立教育研究所 | 再 |
| 松山 友昭 | 川口市立教育研究所 | 再 |

2 任期

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

議案第 25 号

令和 3 年度川口市日本語指導支援員を採用することについて

川口市日本語指導支援員設置要綱第 4 の規定により、次のとおり日本語指導支援員を採用することについて、議決を求める。

記

1 採用する者

| 氏名 | 配属先 | 再・新 |
|-------|-------|-----|
| 村上 博俊 | 拠点校 | 再 |
| 福島 章雄 | 拠点校 | 新 |
| 山本 睦夫 | 拠点校 | 再 |
| 石鍋 栄 | 拠点校 | 再 |
| 澁谷 艶子 | 教育研究所 | 新 |
| 荒井 正行 | 教育研究所 | 新 |

2 任期

令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日まで

令和 3 年 3 月 17 日提出

川口市教育委員会教育長 茂 呂 修 平

議案第26号

令和3年度川口市立教育研究所カウンセラーを委嘱することについて

川口市立教育研究所カウンセラー設置要綱第3の規定により、次のとおり川口市立教育研究所カウンセラーを委嘱することについて、議決を求める。

記

1 委嘱をする者

| 氏名 | 配属先 | 再・新 |
|--------|-----------|-----|
| 山崎 健之介 | 川口市立教育研究所 | 再 |
| 近藤 有美香 | 川口市立教育研究所 | 再 |
| 雪田 彩子 | 川口市立教育研究所 | 再 |
| 小泉 藤子 | 川口市立教育研究所 | 再 |
| 小田島 早紀 | 川口市立教育研究所 | 再 |
| 今野 洋子 | 川口市立教育研究所 | 再 |
| 飯塚 幸子 | 川口市立教育研究所 | 再 |
| 前山 莉枝子 | 川口市立教育研究所 | 再 |

2 任期

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

令和3年3月17日提出

川口市教育委員会教育長 茂 呂 修 平

議案第 27 号

令和 3 年度川口市立教育研究所嘱託カウンセラーを委嘱することについて

川口市立教育研究所嘱託カウンセラー設置要綱第 3 の規定により、次のとおり川口市立教育研究所嘱託カウンセラーを委嘱することについて、議決を求める。

記

1 委嘱をする者

| 氏名 | 現在の職 | 再・新 |
|-------|---------------------------------------|-----|
| 杉山 雅宏 | 埼玉学園大学大学院心理学研究科教授 臨床心理カウンセリングセンター長 | 再 |

2 任期

令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日まで

令和 3 年 3 月 17 日提出

川口市教育委員会教育長 茂 呂 修 平

議案第 28 号

令和 3 年度川口市立教育研究所嘱託医を委嘱することについて
川口市立教育研究所嘱託医による医療相談実施要項 2 の規定により、
次のとおり教育研究所嘱託医を委嘱することについて、議決を求める。

記

1 委嘱をする者

| 氏名 | 現在の職 | 再・新 |
|------|-------------------|-----|
| 柴田 勲 | 精神科医 しばた心身クリニック院長 | 再 |

2 任期

令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日まで

令和 3 年 3 月 17 日提出

川口市教育委員会教育長 茂 呂 修 平

次世代支援・教育力向上特別委員会

の概要について

日 時 令和3年2月8日（月）
午前10時00分
場 所 議会第3・4委員会室

川 口 市 教 育 委 員 会

目 次

【報告事項】

- 1 川口市教育大綱（案）及び川口市教育振興基本計画（案）
について …… P 1
- 2 川口市子ども読書活動推進計画（案）について …… P 3
- 3 川口市美術館用地の選定について …… P 6
- 4 教育委員会定例会の開催状況について …… P 8
- 5 いじめ問題の現状について …… P 10

(参考資料)

- 資料1 川口市教育大綱（案）
- 資料2 川口市教育振興基本計画（案）の概要
- 資料3 川口市子ども読書活動推進計画（案）
- 資料4 候補地の概況（都市計画・前面道路）
- 資料5 候補地の比較表

1 川口市教育大綱（案）及び川口市教育振興基本計画（案） について

(1) 川口市教育大綱

ア 策定の経緯

平成 27 年 4 月に改正された「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」において教育大綱の策定が義務付けられたことに伴い、本市は、第 5 次川口市総合計画で示す将来都市像を教育分野からめざし本市における教育の振興を総合的かつ計画的に推進していくための指針として、市長が総合教育会議の協議を経て、平成 28 年 4 月からの 5 か年計画（平成 28 年度から 32 年度まで）を策定した。

イ 改定の趣旨

現行大綱の計画期間の満了に伴い、今年度中に改定予定の第 5 次川口市総合計画後期基本計画との整合性を図りながら、現行大綱策定後の社会動向の変化や本市の実情等を踏まえ、教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策についての方針を改定するものである。

ウ 主な改定内容

基本理念及び 5 つの基本目標と 10 の施策については、第 5 次総合計画との整合性を図るため現行の大綱を踏襲しつつ、推進の柱は、本市の実情等を考慮し改定するものである。

(ア) 改定内容

a 基本目標 I 子どもがのびのび学べる環境づくり（資料 1 3 ページ）

(a) 施策 1 幼稚園・小学校・中学校教育の充実

- ・新しい時代に求められる資質・能力の育成【変更】
- ・グローバル化に対応する教育の推進【変更】
- ・技術革新や時代の変化に対応する教育の推進【新規】
- ・特別支援教育の充実【変更】
- ・一人ひとりの状況に応じた支援【新規】
- ・豊かな心を育む教育の充実【変更】
- ・主体的に社会の形成に参画する力の育成【新規】
- ・健やかな体の育成に向けた健康の保持・増進【変更】
- ・体力の向上と学校体育活動の充実【変更】

(b) 施策 2 高等学校教育の充実

- ・中高一貫教育の推進のための特色ある附属中学校づくり【新規】

- b 基本目標Ⅱ 子どもの成長をサポートする基盤づくり（資料 1 4 ページ）
 - (a) 施策 3 学校の教育力向上
 - ・いじめ防止対策の推進【変更】
 - ・不登校児童生徒への支援【変更】
 - ・夜間中学の充実【新規】
- c 基本目標Ⅲ 市民が自己実現をめざせる環境づくり（資料 1 4 ページ）
 - (a) 施策 5 生涯学習活動の支援
 - ・多様な生涯学習活動の推進【変更】
 - ・ネットワーク機能を活用した図書館サービスの充実【変更】
 - ・常に新しい発見ができる科学館の推進【変更】
- d 基本目標Ⅳ 地域におけるさまざまな資源の活用（資料 1 5 ページ）
 - (a) 施策 9 歴史的資源の保護と活用
 - ・文化財の調査・保存と活用【変更】
- e 基本目標Ⅴ 教育行政経営の基盤強化（資料 1 5 ページ）
 - (a) 施策 10 教育施設の適正化
 - ・学校施設の整備・充実【変更】

エ 計画期間

令和 3 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの 5 年間

(2) 川口市教育振興基本計画

ア 策定の経緯

本計画は、教育基本法第 17 条第 2 項に基づき、平成 25 年 6 月に策定された国の第 2 期教育振興基本計画及び平成 26 年 10 月に策定された埼玉県教育振興基本計画を参酌するとともに、本市の第 5 次川口市総合計画及び川口市教育大綱の方針をより具体化するため、平成 28 年 4 月に教育委員会が策定した。

イ 改定の趣旨

現行計画の計画期間の満了に伴い、今年度中に改定予定の第 5 次川口市総合計画後期基本計画との整合性を図りながら、教育大綱の改定に合わせ、その目標や施策をより具体化するため、改定するものである。

ウ 主な改定内容（資料 2）

教育大綱の改定と合わせ、社会動向の変化や本市の実情等を考慮し、各施策について、「現状と課題」、「施策の方向性」、「主な取り組み」等の内容を改定するものである。

エ 計画期間

令和 3 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの 5 年間

2 川口市子ども読書活動推進計画（案）について

(1) 策定の経緯

子どもの読書活動を推進することを目的に、平成13年12月「子どもの読書活動の推進に関する法律」が施行されたことに伴い、本市では、平成15年10月に「川口市子ども読書活動推進計画」を策定、その後、見直しや改定を行い、継続的に取り組みを進めてきた。

(2) 改定の趣旨

現在、「第5次川口市総合計画後期基本計画」及び「川口市教育大綱」・「川口市教育振興基本計画」の改定が進められていることから、これらの計画・大綱との整合性を図るとともに、国・県の動向や時代の変化を踏まえ、改定するものである。

なお、子どもの読書活動は、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かにするものであり、子どもが成長していく過程で大変重要である。

しかし、近年スマートフォンの普及やSNS等のコミュニケーションツールの多様化等、子どもを取り巻く情報環境が著しく変化しており、子どもの読書環境にも大きな影響を与え、「読書離れ」を進めている一因とされている。

そこで、子どもたちが進んで読書を楽しみ、自らの人生を豊かにできるように、より多くの人々が子どもの読書活動に関わることが重要であり、家庭・地域・学校・行政が一体となり、市全体で子どもの読書環境の整備・充実に努めるものである。

(3) 主な改定内容

ア 第1章 基本の方針

本計画と市の施策・国や県の推進計画との関連を示し、対象を明記した。

(ア) 計画の位置づけ【新規】(資料3 1ページ)

(イ) 計画の対象【新規】(資料3 1ページ)

イ 第2章 子どもの読書活動推進のための具体的な取り組み(方策)

これまでの計画を継続しつつ、各施策の見直しや改定を行った。また、新たに川口市立高等学校に関する項目を追加した。

(ア) 家庭における子どもの読書活動の推進(資料3 3ページ)

①子どもと本の出会いの場の提供

- ・3歳児健康診査及び幼児相談会場において、ブックリストの配布等、絵本に関する情報を提供します。

②読書に親しむ環境づくり

- ・図書館オリジナル「どくしょノート」を活用した取り組みを行います。

(イ) 地域における子どもの読書活動の推進（資料3 4～7 ページ）

a 市立図書館の取り組み

(a) 魅力ある読書環境づくり

①子どもが読書に親しむための行事の開催

- ・「子ども読書の日」（4月23日）に合わせ、周知・啓発を行います。

②障害のある子どもたちへの支援

- ・点字図書や大活字図書、LLブックなどの様々な障害の特性に合わせた図書の充実のため、収集に努めます。

(b) 小学校・中学校への支援

①本に親しむ機会の提供

- ・市内小学校・中学校の児童生徒に読書をすすめるリーフレットを、一人一人に配布します。

②学習支援【新規】

- ・教科書の単元に沿ったテーマのパスファインダーを作成・配布します。

(c) 川口市立高等学校への支援【新規】

①幅広い分野の図書資料の提供

- ・システム連携による市立図書館の資料の貸出を行います。
- ・読書をすすめるリーフレットを生徒一人一人に配布します。

②情報交換

- ・情報交換会を実施し、さらなる連携を図ります。

(ウ) 学校等における子どもの読書活動の推進（資料3 8～11 ページ）

a 川口市立高等学校の取り組み【新規】

(a) 市立図書館との連携事業の推進

①連携システムの構築

- ・学校図書館で、市立図書館所蔵資料の予約・受取を可能にします。

②情報交換

- ・市立図書館との情報交換会の実施や、市立図書館発行のリーフレット等を活用し、館内に掲示・展示をします。

(b) 教職員全員で取り組む姿勢の確立

①学校図書館利用の促進のための取り組み

- ・教職員への学校図書館利用のオリエンテーションを実施します。

②学校図書館担当職員の活用

- ・学校図書館担当職員を配置し、読書活動や学習の支援をします。

(c) 図書資料の充実と環境の整備

①図書資料の充実

- ・生徒自身が資料検索できる環境を整備します。

- ・生徒からのリクエストにも対応した選書をします。

②図書資料案内

- ・新着図書案内を毎月発行、全生徒・教職員に配布し、利用促進を図ります。

③図書委員の活動

- ・図書委員による広報活動で、学校図書館に関する情報を発信します。

(4) 計画期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間

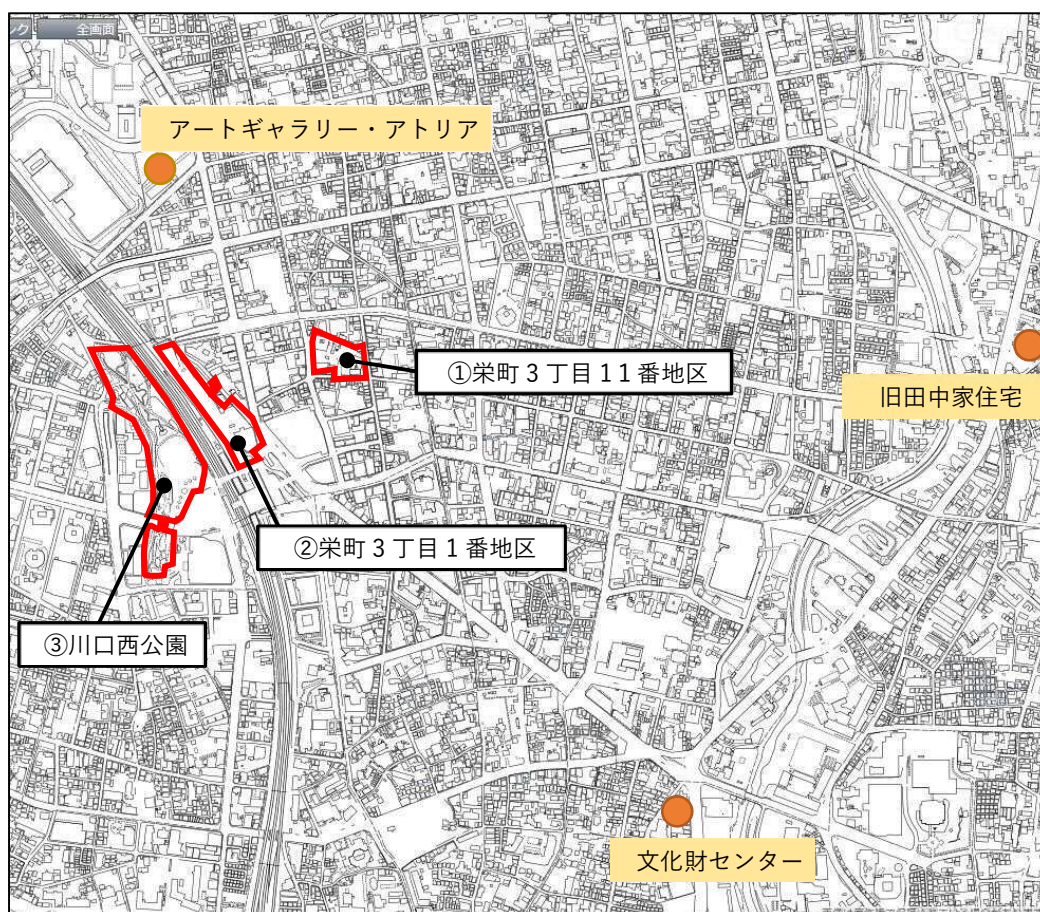
3 川口市美術館用地の選定について

(1) 候補地

美術館の整備にあたっては、川口市美術館建設基本計画の答申で示されたとおり川口駅周辺の本市所有地であること、市内文化施設（リリア、アトリア、旧田中家住宅、文化財センター）との回遊性が図りやすいこと、利用者のアクセスが容易であること、商店街など中心市街地活性化への貢献等を勘案して、下図の3か所を選定し比較を行った。

- ①栄町3丁目11番地区・・・再開発事業検討エリア、地区内に市有地、都市計画緑地を有する。
- ②栄町3丁目1番地区・・・再開発事業検討エリア、地区内に市有地、市土地開発公社の土地を有する。
- ③川口西公園・・・・・・駅に近接した市立公園。（土地所有は国約1.1ha及び市約2.0ha）

図1 位置図



(2) 候補地の概況 ※別紙 資料 4 (都市計画・前面道路)

| 対象地区 | 地区の概況 | 整備スキーム |
|---------------------|---|---|
| ① 栄町3丁目 11番地区 | 面積：約 5,600 m ² 都市計画：商業地域/容積率 400% (最大で 550%) 一部都市計画緑地 | ○再開発事業で美術館の整備を想定 ・本市所有地を権利変換対象資産として評価 |
| | ○市の保有権利 市有地約 1,680 m ² 緑地約 1,760 m ² } 計 3,440 m ² | |
| ② 栄町3丁目 1番地区 | 面積：約 11,000 m ² 都市計画：商業地域/容積率 400% 準工業地域/容積率 200% | ○再開発事業で美術館の整備を想定 ・約 680 m ² の本市所有地、約 6,600 m ² の土地開発公社所有地を権利変換対象資産として評価 ・土地開発公社所有地の大半が準工業地域のため、用途地域の変更が望ましい |
| | ○市の保有権利 市有地約 680 m ² 公社所有地約 6,600 m ² } 計約 7,280 m ² | |
| ③ 川口西公園 | 面積：31,400 m ² 国：約 1.1ha、市：約 2.0ha 都市計画：商業地域/容積率 400% 都市計画公園 | ○公園内の施設として美術館の整備を想定 ・都市公園法で公園面積に対する建蔽率 10%まで建築可能 ・都市防災不燃化促進事業の避難地に位置づけられていることから、避難地としての空間が必要 |
| | ○市の保有権利 市有地約 2.0ha(都市計画公園) | |

(3) 比較項目

- ア 整備の実現性・整備のスケジュールリスク
- イ 川口市美術館建設基本構想・基本計画審議会からの答申に示された立地・機能の充足
- ウ 商店街など中心市街地活性化への貢献
- エ 整備に係る市の財政負担

(4) 候補地の比較表 ※別紙 資料 5

4 教育委員会定例会の開催状況について

(1) 第19回教育委員会定例会（11月5日開催）の内容

ア 教育長報告

- (ア) 11月行事予定について
- (イ) 令和2年度埼玉県優秀教職員被表彰者について
- (ウ) 学校歯科医の委嘱を解いたことについて
- (エ) 学校歯科医の委嘱について
- (オ) 川口市立学校におけるいじめ問題の状況について
- (カ) 保有個人情報不開示決定処分取消等請求事件に係る訴訟について

イ 協議事項

なし

ウ 議事

- (ア) 12月市議会に係る議案の原案決定について【補正予算】
- (イ) 12月市議会に係る議案の原案決定について【条例議案】
- (ウ) 川口市学校運営協議会委員を委嘱することについて
- (エ) 令和2年度川口市立教育研究所カウンセラーを追加委嘱することについて

(2) 第20回教育委員会定例会（11月19日開催）の内容

ア 教育長報告

- (ア) 令和2年度「障害者の生涯学習支援活動」に係る文部科学大臣表彰について
- (イ) 令和2年度学校保健及び学校安全表彰（文部科学大臣表彰）について
- (ウ) 令和2年度川口市学校保健等優良学校（園）の決定について
- (エ) 学校における食物アレルギーに関わる検討委員会の報告について

イ 協議事項

なし

ウ 議事

- (ア) 職員の人事について
- (イ) 川口市公民館運営審議会委員を委嘱することについて
- (ウ) 教職員の人事の内申について
- (エ) 川口市学校運営協議会委員を委嘱することについて
- (オ) 川口市立高等学校教員の派遣研修について

(3) 第21回教育委員会定例会（12月1日開催）の内容

ア 教育長報告

- (ア) 12月行事予定について
- (イ) 令和元年度教育費決算について
- (ウ) 令和元年度決算審査特別委員会の概要について
- (エ) 川口市スポーツ推進委員の委嘱を解いたことについて
- (オ) 令和3年度児童生徒派遣事業の中止について
- (カ) 川口市中学校英語科「5ラウンドシステム」の導入について

イ 協議事項

なし

ウ 議事

なし

エ その他

(ア) 領家公民館の休館について

(イ) 川口の元気第10回いじめゼロサミットについて

(4) 第22回教育委員会定例会（12月21日開催）の内容

ア 教育長報告

(ア) 1月行事予定について

(イ) 次世代支援・教育力向上特別委員会の概要について

(ウ) 川口市スポーツ推進委員の委嘱を解いたことについて

(エ) 令和3年度埼玉県公立小中学校等校長・教頭候補者選考の結果について

イ 協議事項

(ア) 令和3年度教育費当初予算要求額について

(イ) 子ども読書活動推進計画（案）について

ウ 議事

(ア) 職員の人事について

(イ) 川口市スポーツ推進委員を委嘱することについて

エ その他

(ア) 令和2年度川口市体育三賞選考結果について

5 いじめ問題の現状について

(1) 川口市いじめ問題調査委員会調査状況

ア H学校の事案について（令和2年5月21日 特別委員会報告事案）

(ア) 経緯

令和元年7月、学校は当該児童が同じ学年の児童から悪口を言われたことを認知し、指導・謝罪を行い、10月下旬に当該児童・保護者にいじめの解消を確認していた。令和2年1月、学校は当該児童保護者より、当該児童が保護者の睡眠薬を飲み、病院に搬送されたとの連絡を受けた。その後、受診にて当該児童よりいじめについての訴えがあった。

(イ) 調査状況

重大事態として調査を行った結果、4項目中3項目を法律上のいじめと認定した。調査委員会は、第1回を令和2年3月3日、第2回を同年7月27日、第3回を同年10月26日に行った。当該児童保護者への最終報告は、令和2年12月18日に、市長への最終報告は、令和3年1月14日に行った。

イ J学校の事案について（令和2年11月16日 特別委員会報告事案）

(ア) 経緯

令和2年8月24日、当該生徒保護者より、当該生徒が他の生徒からSNSで悪口を書き込まれ、気にしていたとの訴えがあった。令和2年9月2日、当該生徒は両親から学校のこと、親への態度のことなどについて注意を受け、同日夜自宅で隠し持っていた処方薬を多量に服用した。また、カミソリで手首・太ももを切った。

(イ) 調査状況

重大事態として調査を行った結果、1項目中1項目を法律上のいじめと認定した。調査委員会は、第1回を令和2年10月2日、第2回を同年11月16日、第3回を同年12月18日に行った。当該生徒保護者への最終報告は、令和2年12月24日に、市長への最終報告は、令和3年1月14日に行った。

ウ K学校の事案について

(ア) 経緯

令和2年6月24日、A保護者より、AがBからトイレで悪口を言われからかわれたとの訴えがあった。同年9月16日、Aより、Cが移動教室のときにかかとを踏んでくるとの訴えがあった。同年10月1日、A保護者より、AがD、E、Fから悪口を言われたとの訴えがあった。同年11月4日、A保護者より、Aが学校公開日に複数の児童から悪口を言われたとの訴えがあった。また、同年11

月 11 日、A 保護者より「6 月のいじめに対する担任の対応が悪かった」などの訴えがあった。

(イ) 調査状況

令和 2 年 12 月 15 日、市長に重大事態の発生並びに学校主体のいじめ問題調査委員会で調査することを報告した。調査委員には、校長、教頭、いじめ対応教員、学校運営協議会長、市内元小学校長、主任児童委員、元町会長の 7 人が選任された。

(2) 損害賠償請求事件について（書面による準備手続）

ア 期日・場所

令和 2 年 12 月 16 日（水）Web 会議方式

イ 内容

準備書面等確認

今後の進行協議

ウ 次回期日

令和 3 年 4 月 14 日（水）午前 11 時から証人 3 人の尋問が順に実施される予定。

次世代支援・教育力向上特別委員会質疑応答概要

(令和3年 2月)

教育総務部 教育総務課

| 質 疑 | 応 答 |
|--|--|
| 1 川口市教育大綱（案）及び川口市教育振興基本計画（案）について | |
| < 質 疑 > | |
| (荻野 梓 委員) | (教育総務課長) |
| 資料には、教育振興基本計画の項目のみ記載されているが、詳細の内容については、どのようになっているか。 | 今後、パブリックコメントを実施する予定であり、その前に、全議員に教育振興基本計画の内容について配付する予定である。 |
| (板橋 博美 委員) | (教育総務課長) |
| 教育大綱の新規及び変更の項目について、説明を頂きたい。 | 現行の大綱の方向性を継承するとともに、社会動向の変化を踏まえ、また、本市の実情を考慮し、社会の変化に対応できるよう改定を行った。新たな推進の柱として、基本目標Ⅰにおいて、「技術革新や時代の変化に対応する教育の推進」、「一人ひとりの状況に応じた支援」、「主体的に社会に参画する力の育成」、施策2に「中高一貫教育の推進のための特色ある附属中学校づくり」、基本目標Ⅱにおいて、「夜間中学の充実」を位置付けたものである。 また、変更についても、同様の理由により、修正を行ったものである。 |
| (板橋 博美 委員) | (指導課長) |
| 資料1の4ページにおいて、「いじめ防止対策の | 「いじめ防止対策の推進」と「不登校児童生徒 |

| 質 疑 | 応 答 |
|--|--|
| <p>推進」、「不登校児童生徒への支援」が変更となっているが、どのような理由なのか。</p> | <p>への支援」については、現行では「いじめ・不登校の防止」という形でひとつにまとめていたが、いじめと不登校の問題は、本市の喫緊の課題であることから、それぞれ独立させたものである。</p> <p>具体的な内容としては、「いじめ防止対策の推進」では、いじめ防止の推進と相談体制の充実を、また、「不登校児童生徒への支援」では、不登校対策の推進と学校復帰等の意欲に応える機会の提供などを主な取り組みとしている。</p> |
| <p>(関 裕通 委員)</p> | <p>(教育総務部長)</p> |
| <p>現行の教育大綱及び教育振興基本計画を基に 取り組んできたと思うが、現在の状況や課題等を 踏まえて、どのように改定していくのか。</p> | <p>現行の教育大綱及び教育振興基本計画を策定 してから5年間に経過しており、その間、いじめ や不登校の問題、また、夜間中学や中高一貫校等 新たな取り組みがあることから、これらの実情に 応じ、教育大綱及び教育振興基本計画を改定して いきたいと考えている。</p> |
| <p>(関 裕通 委員)</p> | |
| <p>学校教育においては、学力についての取り組み も大切であり、しっかり取り組んでいただき たい。(要望)</p> | |
| <p>(板橋 博美 委員)</p> | <p>(教育総務課長)</p> |
| <p>新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、35</p> | <p>教育振興基本計画の施策10に位置付けた「学</p> |

次世代支援・教育力向上特別委員会質疑応答概要

(令和3年 2月)

教育総務部 中央図書館

| 質 疑 | 応 答 |
|---|--|
| 2 川口市子ども読書活動推進計画（案）について | |
| < 質 疑 > | |
| (福森 悦子 委員) | (中央図書館長) |
| 改定の趣旨にある子どもの読書環境の整備・充実に関わり、図書館の新設等の予定はあるか。 | 図書館の新設予定はないが、前川図書館を移設してワンフロア・バリアフリー化した図書館として4月にオープンする。また、横曽根図書館についても、今後、移設して公民館と複合化する予定である。 |
| (福森 悦子 委員) | (中央図書館長) |
| 家庭における子どもの読書活動の推進に関わり、読書に親しむ環境づくりにある「どくしょノート」を活用した取り組みの内容を教えて欲しい。 | どくしょノートには、50冊分の借りた本の情報シールと感想を記載できる。どくしょノートを1冊達成するごとに、読み終えた50冊の本の中で、他の子どもにもすすめたい本を1冊選んで記入してもらい、「本の紹介カード」を渡し、それを図書館内に掲示するなどの新たな取り組みを考えている。 |
| (関 裕通 委員) | (中央図書館長) |
| タブレット端末の普及など、本の読み方が変化してきていることから、蔵書をデジタル化してスリムな図書館を目指すべきという考え方もあると | 子ども読書活動の推進は、赤ちゃんに絵本を手に取り、大人が語りかけていくところからスタートし、紙の図書も大変重要であると考えている |

| 質 疑 | 応 答 |
|------------------------|------------------------|
| 思うが、今後の図書館のあり方として、デジタル | が、時代の変化の中で読書においてデジタル化が |
| 図書館についてどのように考えているか。 | 進んでおり、電子図書の充実も進んできているこ |
| | とから、次回のシステムリプレイス時の導入を見 |
| | 据えて研究している。 |
| | |
| (関 裕通 委員) | |
| 教育環境においても、デジタル化が進んでいる | |
| 中、図書館の果たす役割は大きい。デジタル図書 | |
| 館の先駆者として取り組むことを期待する。 | |
| (要望) | |
| | |
| (芦田 芳枝 委員) | (中央図書館長) |
| 子ども読書活動推進計画(案)の4ページに記 | ラッキーバッグ等の特別展示については、中央 |
| 載しているラッキーバッグの展示について、中央 | 図書館だけでなく、地域図書館でも行っている。 |
| 図書館のみで行っているのか、地域図書館では行 | |
| っていないのか。 | |
| | |
| (芦田 芳枝 委員) | (中央図書館長) |
| コロナ禍で、おはなし会は開催しているのか。 | コロナ禍でのおはなし会については、第三波と |
| | 言われている現在は開催していない。なお、感染 |
| | 者数が落ち着いていた12月のクリスマスおはな |
| | し会については、事前申込制とし、感染防止対策 |
| | を徹底したうえで開催した。 |
| | |
| | |
| | |

| 質 疑 | 応 答 |
|---|--|
| (芦田 芳枝 委員) | (中央図書館長) |
| オンラインによるおはなし会の開催は考えているのか。 | オンラインによる図書館サービスについては、今後、推進していきたいと考えているが、おはなし会などの本の内容を扱うものについては、著作権の問題もあるため、慎重に対応する必要があると考えている。 |
| (芦田 芳枝 議員) | |
| おはなし会は、子どもたちにとって、本を好きになるきっかけになるものであると考えことから、オンラインでの開催も含めて、今後、検討してほしい。(要望) | |
| (榊原 秀忠 委員) | (中央図書館長) |
| 小学校・中学校への支援について、パスファインダーを作成するとあるが、どのようなものか。 | パスファインダーとは、テーマに沿った本やインターネットの情報をまとめた、調べ方を案内する資料のことである。学習支援として、教科書の単元に沿ったテーマで作成し、配布している。 |

次世代支援・教育力向上特別委員会質疑応答概要

(令和3年2月)

学校教育部

| 質 疑 | 応 答 |
|---------------------------------------|--|
| 〔報告事項〕 | |
| 2 川口市子ども読書活動推進計画（案）について | |
| < 質 疑 > | < 応 答 > |
| (福森 悦子 委員) | (指導課長) |
| 学校の蔵書数の目標値については、達成していないということで掲げているのか。 | 蔵書数は学級数に対して定められている。100を超えるものは、その学級数に応じて整理する。 |
| 達成していないとしたら現状は。 | 100に満たない学校は、購入し、揃えることとなる。年度内に廃棄等があるため、蔵書数の平均値がとれない。何校というカウントはとれない。 |
| (稲川 和成 委員長) | (指導課長) |
| 後ほど、学校の蔵書数の資料を配付ということ でよいか。 | 承知した。 |
| (榊原 秀忠 委員) | (指導課長) |
| 小中学校に学校図書館司書は何人配置されているのか。 | 全78校に対し39人配置している。1人2校を兼務している。 |
| (榊原 秀忠 委員) | |
| もう少し増やして取り組んでほしい。(要望) | |
| | |
| | |

次世代支援・教育力向上特別委員会質疑応答概要

(令和3年 2月)

教育総務部 文化推進室

| 質 疑 | 応 答 |
|---|---|
| 3 川口市美術館用地の選定について | |
| < 質 疑 > | |
| (青山 聖子 委員) | (文化推進室長) |
| 土壌汚染や地下埋設物等予期せぬ事態による工期の遅れや財政負担も想定されるが、それを踏まえて、この美術館用地についての状況はどうか。 | これから再開発事業の着手をする予定であり、現在のところでは、土壌汚染等の調査は行っていない。 |
| (坂本 だいすけ 委員) | (文化推進室長) |
| 建設時期はいつ頃になるのか。 | 再開発事業として栄町3丁目11番地区において建設検討をこれから始める状況であることから、建設時期は未定である。 |
| (坂本 だいすけ 委員) | (文化推進室長) |
| 選定理由として、財政負担が増大しないようにとのことだが、予算はどのくらいを想定しているか。 | 建物の規模等、これから検討するところであり、現在のところ、予算は未定である。 |
| (坂本 だいすけ 委員) | |
| 予算をかけない方法として、アートギャラリーの場所に、付帯施設を整備するというのも良いと考えている。(意見) | |

| 質 疑 | 応 答 |
|--|--|
| (芦田 芳枝 委員) | (文化推進室長) |
| 比較表の街並みデザインの評価について、美術館は東口の商業地域より、川口西公園内に整備したほうが、美術館の価値が上がると思うが、いかがか。 | ご指摘の項目は、川口市美術館基本構想・基本計画審議会からの答申に基づき、評価したところである。 |
| (芦田 芳枝 委員) | (文化推進室長) |
| 川口西公園は、地下埋設物の切り回し等で整備費の増大が予想されるとあるが、切り回しが不要な場所に建てればよいのではないか。 | 川口市美術館基本構想・基本計画審議会からは、約4,300㎡の延床面積が必要である旨の答申をいただいた。川口西公園内にこの規模の美術館を建設するには切り回し等が不要な場所はないものとする。 |
| (芦田 芳枝 委員) | (文化推進室長) |
| 中心市街地活性化への貢献についてだが、西口に建てても活性化に寄与することはできるのではないか。 | 現在、選定した候補地が、他の2箇所 비해地域商業の活性化に寄与できる場所であると考えられる。 また、川口市商店街連合会、川口市中央商店会連合会、川口銀座商店街振興組合の3者連盟で商店街の活性化に向けて、旧栄町公民館跡地に美術館を誘致したい旨の要望書が本年2月3日に提出されたところでもある。 |

| 質 疑 | 応 答 |
|--|---|
| (芦田 芳枝 委員) | (文化推進室長) |
| 再開発事業は地権者の合意形成に時間がかかり、工期に影響が出るのではないかと。 | 今後再開発事業として、なるべく早期に権利者の合意形成ができるよう、関係部局と連携し、事業を進めて参りたい。 |
| (芦田 芳枝 委員) | (文化推進室長) |
| 再開発で得られる収入を川口西公園に回すこともできるのではないかと。 | 旧栄町公民館跡地を売却した場合の売却益は本市の予算の歳入となり、同額を美術館建設に充てることは難しいものとする。 |
| (芦田 芳枝 委員) | |
| 西口に建設しても、中心市街地の活性化に結び付けられないとは言い切れない。これで決定ではないので、様々な角度から審議し、良い美術館にしていきたい。(要望) | |
| (関 裕通 委員) | (文化推進室長) |
| 再開発のメリットとしては、国からの補助金も見込める点があり、空中権を売って、財政負担を抑える方法も考えられるが、どのような整備イメージを持っているか。 | 旧栄町公民館跡地を含む栄町3丁目11番地区に再開発事業として美術館建設を目指すということが執行部の中で決まった状況であり、空中権を含め、事業手法は現在のところ決まっていない。 |
| | |

| 質 疑 | 応 答 |
|---|--|
| (関 裕通 委員) | (文化推進室長) |
| 再開発の地権者は何人いるのか。 | 再開発事業としてスタートしていないことから、地権者数等は不明である。 |
| (板橋 博美 委員) | (文化推進室長) |
| 容積率400%、最大で550%、空中権の話もあったが、こうした制限の中で、どのような建物を考えているのか。 | 再開発事業として、想定した地区内にはマンション、緑地、旧栄町公民館跡地等があるが、再開発事業の内容はこれから検討することから、内容は決まっていないが、一般的には、共同住宅、商業施設、美術館になると考えられる。 |
| (板橋 博美 委員) | (文化推進室長) |
| 市の権利を保有している土地の評価額はいくらか。 | 評価額は算出していないが、旧栄町公民館跡地分については、国税庁の近隣の路線価に当てはめると約17億4千万円である。 |
| (板橋 博美 委員) | (文化推進室長) |
| 建物の高さなど、想定できる範囲で説明してほしい。 | 敷地が確定していない状況であり、整備手法も様々であることから、建物の高さなど説明することはできないが、相当高い建物でも建築基準法等では建設は可能である。 |

| 質 疑 | 応 答 |
|---|--|
| (板橋 博美 委員) | (文化推進室長) |
| 地権者の人数はわからないとのことだが、現在居住している人数や世帯数、店舗数などの概要はどうなっているのか。 | 再開発事業をこれから始めるものであり、今後再開発事業の中でまずは区域を確定し、その後地権者数等の把握を行って参りたい。 |
| (板橋 博美 委員) | (文化推進室長) |
| 再開発事業で床と建物の価値を交換する手法をとることで、市の財産である路線価約17億4千万円の土地の面積が少なくなると理解してよいか。 | 一般的には、更地として本市所有地の面積は減るが、新たに美術館の一部が本市所有になるものとする。 |
| (板橋 博美 委員) | (文化推進室長) |
| 市保有分のうち、一部の土地と建物の床が残るという理解でよいか。 | 旧栄町公民館跡地の面積が減り、新たに美術館の床を確保できるものである。 |
| (板橋 博美 委員) | (文化推進室長) |
| 川口駅周辺の防災機能を含め、市有地の活用について懸念しており、再開発の手法でよいかどうかという近隣市民の声もある。2月3日に商店街から要望があったとのことだが、手法についても関係者に説明しているか。 | 現在のところでは、再開発事業により栄町3丁目11番地区での美術館建設を目指すという段階であり、関係権利者には説明していない状況である。 今後、再開発事業の手法において関係権利者、近隣居住者等に対して説明していく予定である。 |
| | |

次世代支援・教育力向上特別委員会質疑応答概要

(令和3年2月)

学校教育部

| 質 疑 | 応 答 |
|--|--|
| 〔報告事項〕 | |
| 5 いじめ問題の現状について | |
| < 質 疑 > | < 応 答 > |
| (板橋 博美 委員) | (指導課長) |
| (1) アとイの事案について、児童生徒、保護者に対して最終報告をどのように行っているのか詳しく説明いただきたい。 | いじめ問題調査委員会の最終報告書については、保護者に対して説明を行う場合と事案によっては児童生徒も同席の上、説明を行う場合があり、説明後には最終報告書を渡している。そして、最終報告書に対する意見書を提出するか、再調査の実施を要求するかの確認をしている。 |
| (板橋 博美 委員) | (指導課長) |
| (2) 損害賠償請求事件の令和2年12月16日の内容について詳しく説明いただきたい。 | 損害賠償請求事件の令和2年12月16日の内容については、原告側は、準備書面8の一部を訂正の上、提出した。また、甲75号証以下及び原告本人尋問に関する意見書を提出した。市側は、乙54号証及び証拠申請書を提出した。裁判長は、原告に対し、既提出の原告母作成の陳述書につき、「評価の部分が多いわりには、事実に関しては大まかにしか書かれていないので、尋問の前に事実に関する記載をした陳述書を補充した上で、尋問時間を短縮するように」と指示した。その上で裁判長は、証人として、当時の学校教員 |

| 質 疑 | 応 答 |
|---|--|
| | 1名及び市教委職員1名、並びに、原告母1名を証人として採用した。裁判長は、原告本人の尋問の要否については、「3名の証人尋問の終了後に裁判所として判断する」と述べた。今回は、2021年4月14日11時から証人3名の尋問が順に実施される予定である。 |
| (板橋 博美 委員) アとイの事案については、再調査の希望や意見等はなかったか。 | (指導課長) 再調査の依頼はなかった。 |
| (板橋 博美 委員) これまで、再調査を求められたことはなかったか。 | (指導課長) これまでに再調査を求められた事案はない。 |
| (坂本 だいすけ 委員) 損害賠償請求事件について、和解は考えているのか。 | (指導課長) 本件については、係争中のため答弁は控えさせていただきます。 |
| (坂本 だいすけ 委員) 教育は保護者と学校、教育委員会の信頼関係の上に成り立つ。このような争いがあると裁判所が判断を下したとしても、不信感が残る。教育委員会として、この問題を誠意をもって解決したいということが教育に繋がっていくと思う。市民の中 | |

| 質 疑 | 応 答 |
|--|--|
| <p>には、この件については初期対応が悪かったと思 っている方もいる。誠意をもって対応することが 大切である。信頼の上に立った教育行政をお願い したい。(意見)</p> | |
| (荻野 梓 委員) | (指導課長) |
| <p>(1) イ J 学校の事案について、SNSのどのよ うなものに書き込まれたのか。</p> | <p>書き込まれた場所は、LINEステータスメッ セージである。この書き込みについては、学校、 教育委員会も確認をしている。SNS等の情報に 関しての指導については、各学校で児童生徒に対 して講義や講習、保護者に対しても学校保健委員 会等で注意喚起を行っている。</p> |
| (荻野 梓 委員) | (指導課長) |
| <p>SNSの書き込みについて、学校や教育委員会 はネットの監視やチェックはしているのか。</p> | <p>ネットの監視については、教育委員会で監視は 行っていない。県では、監視をしているところが あり、事案によっては市教育委員会に連絡がく る。</p> |
| | (学校教育部長) |
| | <p>ネットの監視について補足をする。県では、ネ ットパトロールを行っているが、パスワード等を かけられると閲覧できないものが増えてきてい る。ネットパトロールの限界も感じられる。また、 学校のパソコンもフィルタリングがかかってい る現状がある。できる範囲のネットの監視は各学</p> |

| 質 疑 | 応 答 |
|------------------------|------------------------|
| | 校で行っている。 |
| | |
| (荻野 梓 委員) | (指導課長) |
| SNSの活用方法や注意喚起等についての指 | 各学校において、非行防止教室を行っている。 |
| 導の頻度について教えていただきたい。また、何 | |
| か事案が発生したときにも指導はしているのか。 | (学校教育部長) |
| | 非行防止教室については、年1回、必ず実施し、 |
| | 県に報告している。何か起きた時の対応について |
| | は、学校は即座に対応し、状況に応じ教育委員会 |
| | も報告を受けている。軽微な事案については、学 |
| | 校内で指導しているのが現状である。 |
| | |
| (関 裕通 委員) | (指導課長) |
| いじめの現状についてとあるが、これが現状 | 個人情報を含む内容であるため、この場では、 |
| か。いじめは、毎日動くものである。悪化してい | お答えできない。 |
| るものもあれば、解決しているものもある。大事 | |
| な報告を行っているという自覚をもっていただ | |
| きたい。それぞれの事案について今どうなってい | |
| るのか、学校や教育委員会はどのような対応をと | |
| っているのか、そこが大切である。やっているこ | |
| とが遅い。もう少し迅速に対応しなければならな | |
| い。現在の報告を聞かせていただきたい。 | |
| | |
| (秘密会へ移行) | |
| | |

(案)

川口市教育大綱

令和3年4月

川口市

川口市教育大綱とは

「川口市教育大綱」は、市政全般の総合的な計画である「第5次川口市総合計画」で示す将来都市像『人と しごとが輝く しなやかで たくましい都市 川口』の実現を教育分野からめざし本市における教育の振興を総合的かつ計画的に推進していくための指針として定めるもので、基本理念、及び基本理念を実現するための基本目標、施策、推進の柱で構成するものです。

また、大綱の計画期間は5年間とし、川口市総合計画との整合性を図りつつ本市の教育を取り巻く社会動向を勘案して策定するものです。

改定にあたって

この度の川口市教育大綱の改定にあたりましては、これまでの大綱の方向性を継承するとともに、社会動向の変化を踏まえ、また、本市の実情を考慮し、社会の変化に対応できるよう、子ども達に新しい時代に求められる資質・能力の育成を図るための方策や、技術革新や時代の変化に対応するための方策など、新たな推進の柱を加え、本市の教育の振興を総合的かつ計画的に推進していくための指針として改定するものです。

【基本理念】

一人ひとりが輝く、しなやかさとたくましさを
そなえた人材を育てる 川口の教育

少子高齢化やグローバル化の進行、更なる技術革新の進展などにより、私たちが暮らす社会は過去に経験をしたことがない状況に直面し、変化の厳しい社会を生き抜くためには、教育の果たす役割が益々大きくなっています。

こうした状況のなか、「いつの時代においても変わらない本質的なものは守りつつも、時代の変化に適応していくことが重要であること」という「不易流行」の考えのもとに、学校教育においては、引き続き学校の教育力と指導力の向上を図り、知・徳・体の調和のとれた人間形成をめざします。更に、社会の急激な変化を踏まえ、子どもたち一人ひとりが課題の解決に向けて粘り強く追及するたくましさを持ち、他者との対話を通じて多面的・多角的に物事を捉え、柔軟に考えを広げ深めることができるしなやかさを身につけた子どもたちの育成をめざします。

また、生涯学習においては、市民の多様な学習・活動意欲の高まりに対して、自己実現をめざすための支援を引き続き行い、お互いが尊重・理解し合いながら一人ひとりの個性や魅力を伸ばすことをめざします。更に、市民一人ひとりが生涯にわたる学びを通じて豊かな人間性を育み、様々な社会の変化を乗り越え、活力ある地域社会を築くことができる人材の育成をめざします。

基本目標Ⅰ 子どもがのびのび学べる環境づくり

| | |
|------|----------------------------------|
| 施策1 | 幼稚園・小学校・中学校教育の充実 |
| 推進の柱 | 幼児教育の推進 |
| 推進の柱 | 一人ひとり確実に伸ばす教育の推進 |
| 推進の柱 | <u>新しい時代に求められる資質・能力の育成</u> 【変更】 |
| 推進の柱 | <u>グローバル化に対応する教育の推進</u> 【変更】 |
| 推進の柱 | <u>技術革新や時代の変化に対応する教育の推進</u> 【新規】 |
| 推進の柱 | <u>特別支援教育の充実</u> 【変更】 |
| 推進の柱 | <u>一人ひとりの状況に応じた支援</u> 【新規】 |
| 推進の柱 | <u>豊かな心を育む教育の充実</u> 【変更】 |
| 推進の柱 | 生徒指導の充実 |
| 推進の柱 | 人権を尊重した教育の推進 |
| 推進の柱 | <u>主体的に社会の形成に参画する力の育成</u> 【新規】 |
| 推進の柱 | <u>健やかな体の育成に向けた健康の保持・増進</u> 【変更】 |
| 推進の柱 | <u>体力の向上と学校体育活動の充実</u> 【変更】 |

| | |
|------|--|
| 施策2 | 高等学校教育の充実 |
| 推進の柱 | 魅力ある高等学校づくり |
| 推進の柱 | <u>中高一貫教育の推進のための特色ある附属中学校づくり</u> 【新規】 |

基本目標Ⅱ 子どもの成長をサポートする基盤づくり

| | |
|------|-------------------------|
| 施策3 | 学校の教育力向上 |
| 推進の柱 | 特色のある学校づくりの推進 |
| 推進の柱 | 教職員の資質能力の向上 |
| 推進の柱 | 学校組織運営の改善 |
| 推進の柱 | 子どもたちの安心・安全の確保 |
| 推進の柱 | <u>いじめ防止対策の推進</u> 【変更】 |
| 推進の柱 | <u>不登校児童生徒への支援</u> 【変更】 |
| 推進の柱 | 教育相談の充実 |
| 推進の柱 | <u>夜間中学の充実</u> 【新規】 |

| | |
|------|----------------------|
| 施策4 | 地域の教育力・健全育成活動の充実 |
| 推進の柱 | 学校・家庭・地域が一体となった教育の推進 |
| 推進の柱 | 青少年の健全育成 |

基本目標Ⅲ 市民が自己実現をめざせる環境づくり

| | |
|------|-------------------------------------|
| 施策5 | 生涯学習活動の支援 |
| 推進の柱 | <u>多様な生涯学習活動の推進</u> 【変更】 |
| 推進の柱 | <u>ネットワーク機能を活用した図書館サービスの充実</u> 【変更】 |
| 推進の柱 | <u>常に新しい発見ができる科学館の推進</u> 【変更】 |

| | |
|------|----------------------|
| 施策6 | スポーツ・レクリエーション活動の支援 |
| 推進の柱 | スポーツ・レクリエーション活動機会の充実 |
| 推進の柱 | スポーツ団体の活動支援 |

| | |
|------|------------|
| 施策7 | 文化芸術活動の支援 |
| 推進の柱 | 文化芸術活動の推進 |
| 推進の柱 | 文化施設の整備・充実 |

基本目標Ⅳ 地域におけるさまざまな資源の活用

施策 8 教育的資源の活用

推進の柱 教育的資源の活用

施策 9 歴史的資源の保護と活用

推進の柱 文化財の調査・保存と活用【変更】

推進の柱 伝統文化の保存・継承に関わる支援

推進の柱 古文書・写真等資料の保存と活用

基本目標Ⅴ 教育行政経営の基盤強化

施策 10 教育施設の適正化

推進の柱 学校施設の整備・充実【変更】

推進の柱 社会教育施設の整備・充実

推進の柱 スポーツ施設の整備・充実

川口市教育振興基本計画（案）の概要

第1章 子どもがのびのび学べる環境づくり

子どもたちが、さまざまな体験や学びを通じて、自身の夢や希望をもち、積極的に挑戦し続けられるよう、知・徳・体の調和のとれた人間形成をめざします。

【施策1】幼稚園・小学校・中学校教育の充実

(1) 幼児教育の充実

ア 幼児教育の推進

- ① 「生きる力」の基礎をはぐくむ幼児教育の推進
- ② 幼児教育の指導内容・指導方法の工夫・充実
- ③ 小・中学校と連携した幼児教育の推進

(2) 「確かな学力と自立する力の育成」を図る義務教育の充実

ア 一人ひとりを確実に伸ばす教育の推進

- ① 「全国学力・学習状況調査」や「埼玉県学力・学習状況調査」の活用
- ② 川口市学力向上支援事業の推進と指導内容・指導方法の工夫・改善
- ③ 児童生徒一人ひとりを確実に伸ばす教育の研究・実践

イ 新しい時代に求められる資質・能力の育成

- ① 「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善の推進
- ② 指導内容・指導方法の工夫・改善
- ③ 創意工夫を生かした特色ある教育活動

ウ グローバル化に対応する教育の推進

- ① グローバル化に対応する教育の推進
- ② キャリア教育・職場体験の推進

エ 技術革新や時代の変化に対応する教育の推進【新規】

- ① 情報活用能力の育成
- ② 各教科等の指導におけるICT活用の促進
- ③ 校務の情報化の推進

オ 特別支援教育の充実

- ① 特別支援学級の設置と特別支援教育の推進のための体制整備

-
- ② 特別な配慮を要する幼児児童生徒への適切な支援の充実
 - ③ 関係諸機関と連携を図る就学支援体制の充実
 - ④ 教員の専門性の向上
 - ⑤ 交流および共同学習の充実と支援籍学習の推進

カ 一人ひとりの状況に応じた支援【新規】

- ① 日本語指導が必要な児童生徒への教育支援の充実
- ② 学力に課題のある児童生徒への教育支援の推進
- ③ 夜間中学設置による様々なニーズへの支援の推進

(3)「豊かな心と健やかな体の育成」を図る義務教育の充実

ア 豊かな心を育む教育の充実

- ① 道徳教育の充実
- ② 子どもたちの心を育む研究の推進
- ③ 「きらり川口夢わーく体験事業」や「ライフスキルかわぐち」の推進
- ④ 読書活動の推進

イ 生徒指導の充実

- ① 生徒指導体制の充実
- ② 学校・地域、関係機関と連携した非行・問題行動の防止
- ③ 有害環境から子どもを守るための取り組みの推進

ウ 人権を尊重した教育の推進

- ① 人権教育推進体制の充実
- ② 人権教育の指導内容・指導方法の工夫・改善
- ③ 人権問題を主体的に考え行動する児童生徒の育成
- ④ 様々な人権課題に対応した教育の充実

エ 主体的に社会の形成に参画する力の育成【新規】

- ① 主権者教育の推進
- ② 消費者教育の推進
- ③ 環境教育及び持続可能な開発のための教育（E S D）の推進

オ 健やかな体の育成に向けた健康の保持・増進

- ① 学校保健の充実
- ② 性に関する指導や薬物乱用防止教育の推進
- ③ 栄養バランスのとれた豊かな食事の提供
- ④ 食育の推進

カ 体力の向上と学校体育活動の充実

- ① 児童生徒の体力向上の取組
- ② 生涯にわたる豊かなスポーツライフを実現する資質の育成
- ③ 生活習慣の改善や運動習慣の確立
- ④ 持続可能な運動部活動の運営

【施策2】高等学校教育の充実

(1) 高等学校教育の推進

ア 魅力ある高等学校づくり

- ① 学力向上のリーディング校としての教育の推進
- ② 科学分野の知識や技術の習得を重視した教育の推進
- ③ 進路保証ができる教育の推進

イ 中高一貫教育の推進のための特色ある附属中学校づくり【新規】

- ① 特色ある教育活動
- ② 計画的・継続的な教育課程

第2章 子どもの成長をサポートする基盤づくり

学校・家庭・地域と行政が相互に補完・連携しながら、さまざまな社会経験の場や見守りの機会を増やし、子どもの成長をサポートする基盤をより強固なものにしていきます。

【施策3】 学校の教育力向上

(1) 質の高い学校教育を推進するための環境の充実

ア 特色のある学校づくりの推進

- ① コミュニティ・スクール（学校運営協議会）の実施
- ② 学校支援員の配置・充実
- ③ 研究委嘱の充実

イ 教職員の資質能力の向上

- ① 教職員の専門性を高める研修や経験に応じた総合的、体系的な研修の充実
- ② 児童生徒の豊かな心や人間性を育む教育や今日的課題に関する研修の充実
- ③ 学校訪問・学力向上訪問等の推進
- ④ 教育課題に関する実践的かつ先導的な調査研究の充実

ウ 学校組織運営の改善

- ① 中核となる教職員、リーダーシップを発揮できる管理職の育成
- ② 学校評価・人事評価の効果的な活用
- ③ 教職員の心身の健康の保持・増進

エ 子どもたちの安心・安全の確保

- ① 安全教育の推進
- ② 学校の危機管理体制の整備・充実
- ③ 家庭、地域と連携した防犯・交通安全教育の推進

オ いじめ防止対策の推進

- ① いじめ対策の推進
- ② 相談体制の充実

カ 不登校児童生徒への支援

- ① 不登校対策の推進
- ② 学校復帰の意欲に応える機会の提供

キ 教育相談の充実

- ① 学校における教育相談体制の整備・充実

② 教育研究所における教育相談体制の整備・充実

③ 学校・家庭・地域・関係機関との連携

ク 夜間中学の充実【新規】

① 学習指導要領に基づく教育課程の編成

② 一人ひとりの生徒に応じた指導の充実と人的支援

③ 「学校」としての体験活動の充実

④ 夜間中学の施設整備

【施策4】 地域の教育力・健全育成活動の充実

(1) 地域の教育力・健全育成活動の充実

ア 学校・家庭・地域が一体となった教育の推進

① 地域学校協働活動の推進

② 「学校応援団」の活動の充実

③ 学校・家庭・地域・関係機関等が連携した教育活動の充実

④ 家庭の教育力の向上

イ 青少年の健全育成

① 青少年の育成と社会参加の促進

② 団体活動の奨励と指導体制の充実

③ 家庭・学校・地域社会等の連携による環境づくりの推進

第3章 市民が自己実現をめざせる環境づくり

自己実現をめざす市民の多様な学習・活動意欲の高まりに対応するため、さまざまな支援を行い、一人ひとりの個性や魅力を伸ばす環境をつくります。

【施策5】生涯学習活動の支援

(1) 学び合い共に支える社会をめざす生涯学習の推進

ア 多様な生涯学習活動の推進

- ① 生涯にわたる魅力ある多様な学習機会の提供
- ② 「知識基盤社会」に対応できる人材の育成
- ③ 魅力ある施設環境の整備の推進

イ ネットワーク機能を活用した図書館サービスの充実

- ① 図書館資料の収集・保存
- ② レファレンスサービスの充実
- ③ 読書に親しむ機会の提供

ウ 常に新しい発見ができる科学館の推進

- ① 科学に対する理解の深化、普及・啓発の推進
- ② 特色ある事業・ワークショップ開催の充実
- ③ 博学連携による学校教育活動の充実

【施策6】スポーツ・レクリエーション活動の支援

(1) スポーツ・レクリエーション活動を通じた元気な川口づくり

ア スポーツ・レクリエーション活動機会の充実

- ① スポーツの参加機会の提供
- ② スポーツをみる機会の提供
- ③ 情報の提供

イ スポーツ団体の活動支援

- ① スポーツ団体の活動支援
- ② 指導者の育成
- ③ 選手の育成・強化

【施策7】文化芸術活動の支援

(1) 文化芸術活動の支援

ア 文化芸術活動の推進

- ① 魅力ある文化芸術の鑑賞事業や創作体験の場の提供
- ② 市民や文化団体等の活動支援
- ③ 文化芸術活動に携わる人材の育成

イ 文化施設の整備・充実

- ① アートギャラリー・アトリアの計画的な施設の改修・設備の更新
- ② 美術館の整備

第4章 地域におけるさまざまな資源の活用

歴史的資源をはじめとするさまざまな地域資源・人材を掘り起こし、教材化を図ったり、広く周知を図ったりすることで、児童・生徒、市民の社会や郷土に関する理解を深め、郷土への誇りや愛着を一層高めます。

【施策8】 教育的資源の活用

(1) 教育的資源の活用

ア 教育的資源の活用

- ① 身近な地域資源・人材の有効的な活用
- ② 社会についての理解を深める教育の推進
- ③ 郷土川口についての理解を深める教育の推進

【施策9】 歴史的資源の保護と活用

(1) 歴史的資源の保護と活用

ア 文化財の調査・保存と活用

- ① 文化財の調査および指定
- ② 文化財の管理・修理・復旧における支援
- ③ 常設展示や計画的な企画展示等による公開・活用

イ 伝統文化の保存・継承に関わる支援

- ① 伝統文化の調査および文化財指定
- ② 伝統文化の保存・継承に関わる支援
- ③ 保存・公開の広報活動

ウ 古文書・写真等資料の保存と活用

- ① 文書の収集
- ② 古文書の保管方法の研究
- ③ 古文書・写真資料等のデータベース化
- ④ 古文書・写真等資料の活用方法の検討

第5章 教育行政経営の基盤強化

教育環境を整える上で教育関連施設を教育行政の資源と捉え、安全かつ適正に整備し、教育行政の基盤強化を図るとともに、効率的な管理・運営を行うことで、良好な教育環境のもとに子どもから大人まで、自己教育、相互教育の発展をめざします。

【施策 10】教育施設の適正化

(1) 教育施設の整備・充実

ア 学校施設の整備・充実

- ① 安心・安全な施設整備の推進
- ② 学習環境および生活環境の整備
- ③ 学校施設の老朽化対策の推進

イ 社会教育施設の整備・充実

- ①社会教育施設の適正な管理・運営の推進
- ②社会教育施設の計画的な整備の推進

ウ スポーツ施設の整備・充実

- ① スポーツ施設の整備
- ② 施設の改修・設備機器の更新
- ③ 管理運営体制の見直し

川口市子ども読書活動推進計画（案）

令和3年度～令和7年度

川口市

目次

第1章 基本的方針

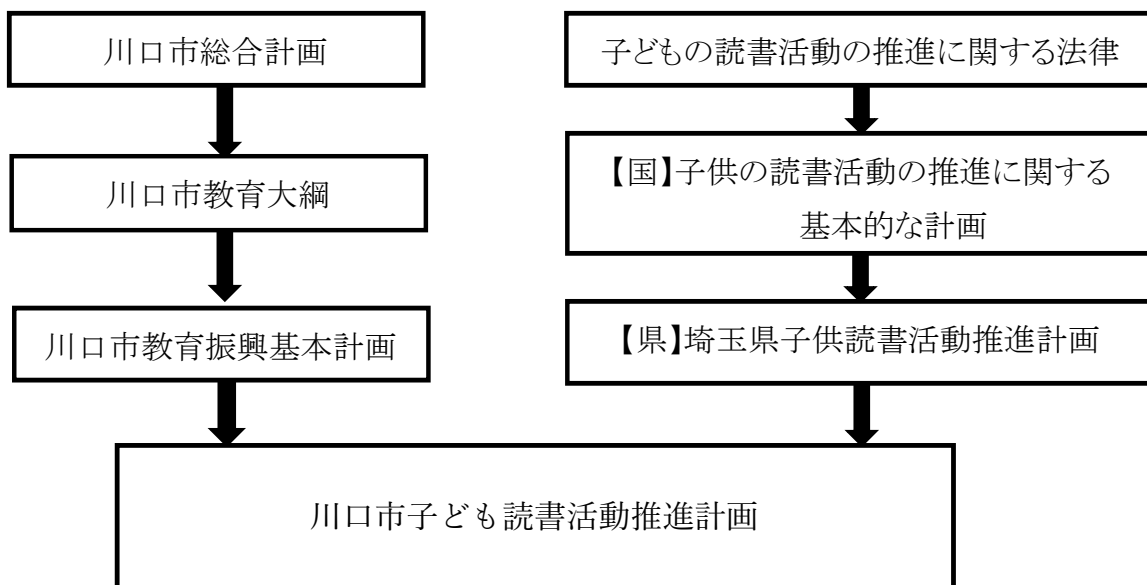
- 1 計画の位置づけ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 計画の対象・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 3 基本的方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

第2章 子どもの読書活動推進のための具体的な取り組み（方策）

- 1 家庭における子どもの読書活動の推進・・・・・・・・・・・・ 3
- 2 地域における子どもの読書活動の推進・・・・・・・・・・・・ 4
 - (1) 市立図書館の取り組み・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
 - ア 魅力ある読書環境づくり・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
 - イ ボランティアとの協働・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
 - ウ 市立幼稚園・保育所への支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
 - エ 小学校・中学校への支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
 - オ 川口市立高等学校への支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
 - (2) 公民館等の社会教育施設の取り組み・・・・・・・・・・・・ 6
 - (3) 児童センター・放課後児童クラブの取り組み・・・・・・・・ 7
- 3 学校等における子どもの読書活動の推進・・・・・・・・・・・・ 8
 - (1) 市立幼稚園・保育所の取り組み・・・・・・・・・・・・ 8
 - (2) 小学校・中学校の取り組み・・・・・・・・・・・・ 9
 - ア 市立図書館との連携事業の推進・・・・・・・・・・・・ 9
 - イ 教職員全員で取り組む姿勢の確立・・・・・・・・・・・・ 9
 - ウ 子どもが読書により親しむことができる環境の整備・・・・・・・・ 10
 - エ 学校図書館の活性化と図書資料の充実・・・・・・・・・・・・ 10
 - オ 地域ボランティアとの連携・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
 - (3) 川口市立高等学校の取り組み・・・・・・・・・・・・ 11
 - ア 市立図書館との連携事業の推進・・・・・・・・・・・・ 11
 - イ 教職員全員で取り組む姿勢の確立・・・・・・・・・・・・ 11
 - ウ 図書資料の充実と環境の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11

第1章 基本の方針

1 計画の位置づけ



2 計画の対象

この計画の対象は、おおむね18歳以下の子どもとその保護者、子どもの読書活動の推進の関係者も含まれます。

3 基本の方針

本市では、国及び埼玉県の基本の方針を踏まえ、次の項目を計画の基本の方針とします。

- 1 子どもがいつでも本を手に取り読書を楽しむ
- 2 子どもと保護者が一緒に読書を楽しむ
- 3 子どもたちの読書意欲を高める
- 4 興味や関心を引き出す場を提供する
- 5 読書習慣を身に付ける

子どもの読書活動は、子どもたち自身が、本のおもしろさ、楽しさを自ら発見することです。

すばらしい本に出会う環境づくりを推進するため、図書館や学校図書館の充実、読書活動推進のための様々な組織間の連携、家庭への啓発やボランティア団体との協働、これらに対する支援など、体制の整備に努めます。

第2章 子どもの読書活動推進のための具体的な取り組み(方策)

1 家庭における子どもの読書活動の推進

家庭は、子どもにとって一番身近な読書環境であり、子どもに読書の楽しさや大切さを伝える上で重要な役割を担っています。子どもがいつでも本を手にとることができ、安心して読書を楽しめる環境をつくることや、子どもと一緒に図書館に向いて読書を楽しむなど、子どもが読書に親しむきっかけを工夫してつくることが重要です。また、大人が率先して読書を楽しむ姿を子どもたちに見せることは、子どもが読書に親しむきっかけにつながります。家庭の中で、本についての会話が弾むことを期待します。

展開する施策

◎ 子どもと本の出会いの場の提供

- ★出生時に絵本を手渡すファーストブック事業*1を継続して行います。
- ★図書館等の地域施設*2では、おはなし会や手あそび・わらべうたの会等、子どもと本の出会いの場を提供し、家庭でも読書を楽しめるように啓発します。
- ★乳幼児を対象に実施している育児教室の中で、読み聞かせの大切さについて啓発していきます。また、3歳児健康診査及び幼児相談会場においては、市立図書館で作成したブックリスト等の配布など、絵本に関する情報を提供します。

◎ 読書に親しむ環境づくり

- ★図書館等の地域施設の利用促進を図るため、広報紙やホームページ、SNS等で広報・啓発します。
- ★子どもの読書意欲向上のため、図書館オリジナルの「どくしょノート」を活用した取り組みを行います。

◎ 家庭での読み聞かせ・読書の支援

- ★年齢に応じたブックリスト*3を学校や図書館等で配布し、家庭での読み聞かせ・読書を推進します。

*1 市民が出生届を提出した際に、市は子どもの誕生を祝い、また健やかな成長を祈って、記念品として絵本か植木の贈呈を実施している。

*2 中央図書館や地域図書館、公民館や子育てサポートプラザ等をいう。

*3 図書館司書が選定した、子どもたちに読んで欲しい本を紹介したパンフレット。

2 地域における子どもの読書活動の推進

地域においては、行政とボランティア、関連機関等が協力し、子どもたちが読書に親しむ機会を積極的に提供することが重要です。

(1) 市立図書館の取り組み

図書館は、子どもの読書活動を推進するための専門的かつ直接的な役割を担う施設です。そして、子どもたちにとって、読みたい本を自由に手に取り、読書の楽しみを知ることのできる場所です。また、保護者にとっても、子どもに読み聞かせをする本を選んだり、図書館司書に子どもの読書について相談したりする場でもあります。

子どもたちとその保護者が気軽に利用しやすく、質の高いサービスが提供できるよう努めるとともに、より良い読書環境の整備と読書意欲を向上させる事業を推進していきます。

展開する施策

ア 魅力ある読書環境づくり

◎ 読書環境の整備と図書の実充

- ★魅力のある本を選定・収集し、子どもの知的欲求を満たす図書の充実に努めます。
- ★子どもたちの読書への興味を広げるため、季節や行事をテーマにした展示や「ラッキーバッグ」*4等のイベント展示を行います。
- ★赤ちゃんコーナー、小学生向けコーナー、ティーンズコーナー*5の図書の充実と、成長段階に応じた本を選びやすくするため、展示方法を工夫し、読書への関心を高める工夫をします。
- ★日本語を母国語としない子どもたちのために、外国語で書かれた絵本・児童書の収集に努めます。

◎ 子どもが読書に親しむための行事の開催

- ★年齢に応じたおはなし会を開催します。
- ★季節の行事（夏休みおはなし会・クリスマスおはなし会）を開催します。
- ★「子ども読書の日」（4月23日）に合わせた展示等を実施し、周知・啓発に努めます。

◎ レファレンスサービス*6等の充実

- ★職場内の職員研修・研究を充実させ、司書の専門性を高めます。
- ★国や県等が開催する研修へ積極的に参加をさせ、職員の資質の向上を目指します。

*4 「ラッキーバッグ」とは、テーマに合わせて図書館司書が選んだ本3冊が袋に入っていて、貸出を行うイベント。
中身は開けてからのお楽しみ。

*5 13歳～18歳までの中学生・高校生を対象に、その年代に適した図書・雑誌を揃えている。

*6 利用者が必要としている情報や資料を、図書館司書が図書館にある資料を用いて調査すること。

◎ 障害のある子どもたちへの支援

- ★点字図書や大活字図書、LLブック*7などの様々な障害の特性に合わせた図書の充実のため、収集に努めます。

イ ボランティアとの協働

◎ 市立図書館や学校で活動するボランティアへの支援

- ★ボランティア養成講座や研修会を開催し、地域で活躍するボランティアを支援します。
- ★子どもたちにより多くの本の魅力を伝えてもらえるよう、ボランティア団体への団体貸出*8を充実させます。

ウ 市立幼稚園・保育所への支援

◎ 読書に親しむ環境の整備

- ★子どもたちがより多くの本を手に取り、読書を楽しめるよう、団体貸出やリサイクル事業*9を通して絵本を提供します。
- ★読書をすすめるブックリスト「ちいさい子にすすめる絵本リスト」「幼児（4～6歳）におすすめの絵本」を作成・周知します。

エ 小学校・中学校への支援

◎ 図書の充実

- ★学校における授業のカリキュラムに合わせた、団体貸出専用の図書を充実させます。
- ★子どもたちの調べ学習*10がより充実したものになるよう、小学校へ百科事典の貸出を行いません。
- ★子どもたちがより多くの本を手に取り、読書を楽しめるよう、リサイクル事業を通して絵本・児童書を提供します。

◎ 本に親しむ機会の提供

- ★子どもたちが図書館について理解を深め生涯にわたり利用できるよう、図書館見学を随時受け入れ、図書館利用やおはなし会への参加を啓発します。
- ★子どもたちの読書に対する意欲を高め、本に親しんでもらうために、図書館司書を小学校・中学校へ派遣し、出張おはなし会やブックトーク*11を実施します。
- ★市内小学校の児童に読書をすすめるリーフレット「夏休みにすすめる本」を、市内中学校の生徒に「夏休みの本棚」を、一人一人に配布します。
- ★市内小学校1年生に向けて「としょかんにおいでよ」のブックリストを配布し、図書館利用の促進や読書活動の啓発を図ります。

* 7 スウェーデン語の lattlast の略で、易しく読みやすい本のこと。知的障害や学習障害などがある人が読みやすいよう、易しく短い言葉・文章で書かれており、内容を理解する助けとしてイラストや写真なども添えられている。

* 8 図書館に登録した学校・幼稚園・保育所や読み聞かせ団体に、最大50冊、1ヶ月間まで、図書資料を貸し出すこと。

* 9 図書館で除籍対象になった児童書を有効に活用するため、学校・幼稚園・保育所等に対し、無料で提供すること。

* 10 子どもたちが課題解決のために図書や見学、実験観察、体験等を通して情報収集をし、まとめる学習活動。

* 11 あるテーマに沿って、様々なジャンルの本を何冊か順序だてて紹介すること。

◎ 学習支援

★子どもたちの調べ学習や家庭学習の充実のため、教科書の単元に沿ったテーマのパスファインダー*12「としょ★スタ」を作成・配布します。

◎ 学校との連携

★教職員の「子どもの読書」への知識・関心をさらに高め、子どもたちへの教育活動に役立てるため、学校と連携して研修を実施します。

★学校との情報、意見交換の場として、連絡会や合同研修会の開催に努め、連携事業の周知を図ります。

オ 川口市立高等学校への支援

◎幅広い分野の図書資料の提供

★川口市立高等学校の学校図書館のシステムと連携させ、市立図書館の資料の貸出を行い、一人一人の興味関心に応じた図書を提供します。

★「ティーンズ通信」の発行や、読書をすすめるリーフレット「夏休みの本棚」を市立高等学校の生徒一人一人に配布します。

◎情報交換

★市立高等学校と年1回程度、情報交換会を実施し、さらなる連携を図ります。

(2) 公民館等の社会教育施設の取り組み

本市の公民館等社会教育施設では、多くの館が図書コーナーを設けており、ボランティア団体による「おはなし会」なども開催されています。

これらの施設は子どもたちにとって身近な施設であり、子どもの読書に対する興味や関心を引き出す場として一層の充実を図ります。

展開する施策

◎ 読書活動に関する啓発と資料の充実

★読書をすすめるブックリストを設置します。

★市立図書館と連携して、図書コーナーの充実に努めます。

*12 テーマに沿った本やインターネットの情報をまとめた、調べ方案内のリーフレット。「としょ★スタ」は、図書館から学びを始めよう‘としょかんスタート’と図書館で学ぼう‘としょかんスタディ’の願いを込めた名称。

(3) 児童センター・放課後児童クラブの取り組み

本市には児童センターやこども館等の施設があり、乳幼児から中高生までの子どもたちが安全に楽しく遊べる居場所であるとともに、数多くの子育て支援事業を展開し、地域の子育て支援の場として活用されています。各館には図書室もしくは図書コーナーを備えており、今後もより一層、子どもが読書に親しむ機会を提供し、子どもの読書活動の推進を図ります。

また、公設民営の放課後児童クラブにおいても、本に親しむ機会の提供を行っていきます。

展開する施策

◎ 本に親しむ機会の提供と充実

★図書室もしくは図書コーナーを常時開放し、本の貸出を行います。

★子どもたちの読みたい本のリクエストを受け、積極的に備えます。

★絵本の読み聞かせや読書の時間を設けるなど、子どもたちが本に親しむ環境をつくれます。

◎ 読書活動に関する啓発

★読書をすすめるブックリストの設置や新刊紹介を行います。

3 学校等における子どもの読書活動の推進

学校においては、これまで、教育活動をとおして様々な読書活動が行なわれてきました。子どもが生涯にわたって読書に親しみ、読書を楽しむ習慣を形成するために、学校の果たす役割は大きくなっています。そこで、教職員全員が読書活動の重要性を再認識し、引き続き取り組みを推進していきます。

(1) 市立幼稚園・保育所の取り組み

乳幼児期に子どもが社会とかかわりをもつ場所として、幼稚園や保育所があげられます。言葉を獲得し、情緒面が著しく発達していくこの時期に、読書活動を通じて多くの言葉にふれることは大変有意義です。子どもたちが本の楽しさを感じ、親しむことができるよう、取り組みを推進していきます。

展開する施策

◎ 本に親しむ機会の提供

- ★団体貸出制度を教職員に周知し、市立図書館の本を積極的に利用していきます。
- ★市立図書館司書による読み聞かせや絵本の紹介を実施し、子どもたちや保護者が本に親しむきっかけづくりをしていきます。
- ★家庭への貸出用絵本コーナーを設置し、さらなる充実を図ります。

◎ 子どもが自由に絵本を手に取り、見ることができる環境整備

- ★絵本コーナーを常設し、子どもの興味・関心にこたえる図書を充実させます。

◎ 保護者に対する読書活動の啓発

- ★リーフレットを配布し、乳幼児期の子どもの読書活動の意義を啓発していきます。
- ★保護者懇談会等において、読書の大切さを伝え、保護者の意識の高揚を図ります。

◎ 日常保育における、読み聞かせ・おはなしの充実

- ★本に触れる機会が習慣化するよう、読み聞かせやおはなし(ストーリーテリング) *13 を日常的に行なっていきます。

◎ 教職員全員で取り組む姿勢の確立

- ★普段子どもたちがふれている絵本についての情報交換を行い、子どもの実態把握や絵本の読み聞かせについて研修していきます。
- ★市立図書館司書と合同研修会を実施していきます。

* 13 物語やお話を覚えて、語って聞かせること。「素話」「語り」ともいわれる。

(2) 小学校・中学校の取り組み

小学校・中学校においては、それぞれの発達段階に応じて、子どもたちが読書に親しみ、読書の楽しさを味わうことで、読書習慣を身に付けることが大切です。

そのため、これまで行われている全校一斉読書や学校での読み聞かせ等の取り組みについて、今後も継続・充実を図ります。さらに、学校図書館の「学習センター」「情報センター」の機能を充実させ、子どもたちの自主的・自発的な学習活動に取り組める環境づくりと適切な支援を推進します。

展開する施策

ア 市立図書館との連携事業の推進

◎ 「読書による人づくり推進事業」で貸し出されている図書の活用

★子どもたちが気軽に身近にある本を手に取り、読書活動ができるよう、本の活用方法を工夫していきます。

◎ 団体貸出制度を活用した効果的な学習活動の充実

★団体貸出制度を利用し、その本を使った学習活動を推進していきます。

◎ 学校と市立図書館との連携及び情報交換の強化

★学校図書館の充実が図れるよう、情報交換に努めます。

★子どもたちの読書へのきっかけづくりとして、市立図書館で作成したリーフレットを配布し、活用します。

★子どもたちの読書に対する意欲を高め、本に親しむ態度を養うために、市立図書館司書によるブックトークや出張おはなし会を実施していきます。

◎ 教職員の資質向上のための研修会への参加

★読書好き・本が好きな子どもたちを育成するための学校図書館経営等について、市立図書館と連携して研修を実施し、教職員の資質能力の向上を図ります。

イ 教職員全員で取り組む姿勢の確立

◎ 学校図書館司書*14の活用

★各学校に配置した学校図書館司書と教職員が連携し、子どもの読書活動や調べ学習への支援をしていきます。

◎ 司書教諭*15及び図書主任*16を中心とした校内体制の確立と研修会の実施

★学校図書館教育に関する校内組織を確立するとともに、計画的に研修を実施し、教職員の本や読書に対する意識を高め、教職員の資質能力の向上を図ります。

* 14 学校図書館の運営を、司書教諭とともに協力して行なう臨時職員のこと。令和元年度から1人2校兼務で全校配置。図書の整理や学校図書館の授業の補助、図書の貸出、学校団体貸出申請等を行なう。

* 15 学校内の役割としてその職務を担当し、学校図書館資料の選択・収集・提供や子どもの読書活動に対する指導、さらには、学校図書館の利用指導計画の立案など、学校図書館の運営・活用について中心的な役割を担う。

* 16 学校内における運営上の業務分担の1つ。特に、学校図書館の管理・運営、読書指導、視聴覚器材の管理などを担当し、中心となって業務を行なう。

ウ 子どもが読書により親しむことのできる環境の整備

◎ 電算図書システム導入の推進

★学校図書館機能を十分に発揮するために、蔵書情報の電子による管理を推進していきます。

◎ 学校図書館図書標準*17の達成

★子どもたちの様々な興味・関心にこたえるために、図書資料を計画的に購入し、図書標準を満たすようにします。

★司書教諭、図書主任、学校図書館司書および市立図書館司書が作成するブックリストを活用して、教育課程の展開に寄与する図書資料を揃えます。

エ 学校図書館の活性化と図書資料の充実

◎ 効果的な選書・購入

★市立図書館司書が作成するブックリストを参考としながら、校内で選書会議を開く等、意図的・計画的な選書・購入を実施し、魅力ある図書資料の充実を図ります。

◎ PTA や地域後援会からの寄贈本等の支援・寄贈本の装備

★PTA や地域のボランティアの方々に支援を求め、図書資料の充実を図ります。

★本の装備、登録等についての協力・支援を依頼し、図書資料の整備の充実を図ります。

オ 地域ボランティアとの連携

◎ 学校応援団*18（ボランティア）の活用

★読書活動をはじめ、学校図書館の整備や本の修理などの幅広いボランティア活動受け入れのための体制づくりをすすめます。

* 17 文部科学省が、公立の義務教育諸学校において、学校図書館の図書の整備を図る際の目標として設定した、学級数を基準に示した蔵書数の目標値のこと。

* 18 学校における学習活動、安心・安全確保、環境整備など、ボランティアとして協力・支援を行う保護者・地域住民による活動組織をいう。

(3) 川口市立高等学校の取り組み

高校生は、読書の目的、資料の種類に応じて適切に読むことができる発達の水準に達しますが、様々な理由から読書離れが進む傾向にあります。しかし、自分の生き方・将来等を考え始めたり、自らの課題を解決したりする過程において、読書活動がその方向性を示し課題解決の一助となりうると、改めて期待されています。

そこで、川口市立高等学校では、読書の量を増やし、質も高められるように、学校図書館機能を充実させ、生徒たちが主体的・意欲的に読書活動や学習活動に取り組める環境づくりを推進します。

展開する施策

ア 市立図書館との連携事業の推進

◎連携システムの構築

★市立図書館の図書資料を川口市立高等学校の学校図書館で予約・受取を可能にし、幅広い図書資料を提供します。

◎情報交換

★市立図書館と年1回程度、情報交換会を実施し、今後は、図書委員の生徒も交えた交流会の実施に向けて取り組みます。

★市立図書館発行のリーフレット等を活用し、館内に掲示・展示をします。

イ 教職員全員で取り組む姿勢の確立

◎学校図書館利用の促進のための取り組み

★生徒とともに教職員への学校図書館利用のオリエンテーションも実施し、授業での活用も図ります。

◎学校図書館担当職員の活用

★学校図書館担当職員を配置し、読書活動や調べ学習の支援の充実を図ります。

ウ 図書資料の充実と環境の整備

◎図書資料の充実

★生徒自身が資料検索できる環境を整備します。また、市立図書館検索予約用 PC のさらなる利用促進のための広報を充実させます。

★生徒からのリクエストにも対応した選書をします。

◎図書資料案内

★新着図書案内を毎月発行、全生徒・教職員に配布し、利用促進を図ります。また、教職員向けの職員室内の出張図書館の設置など、教職員も図書資料を活用できるよう、支援します。

◎図書委員の活動

★図書委員によるライブラリーニュースなどの広報活動で学校図書館に関する情報を発信します。

図2 都市計画（用途地域）

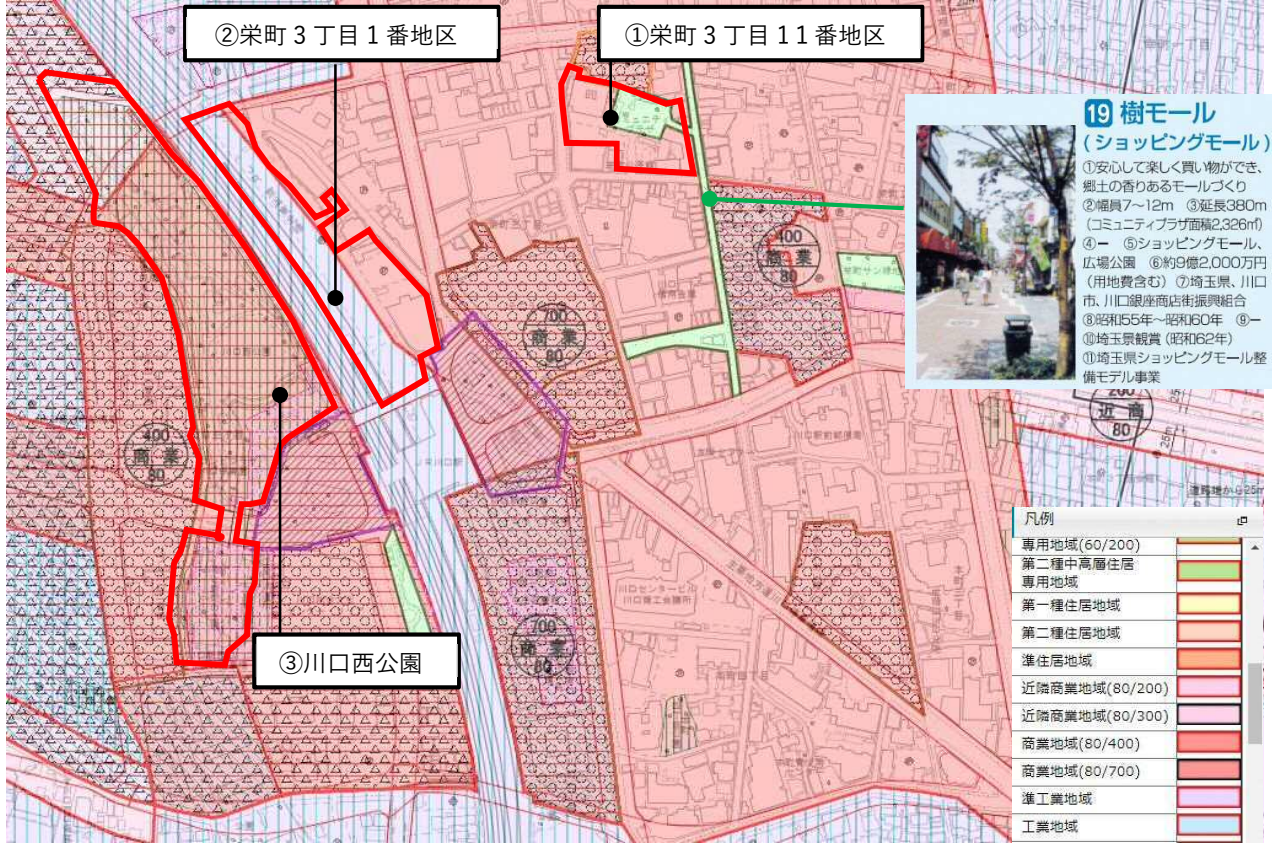
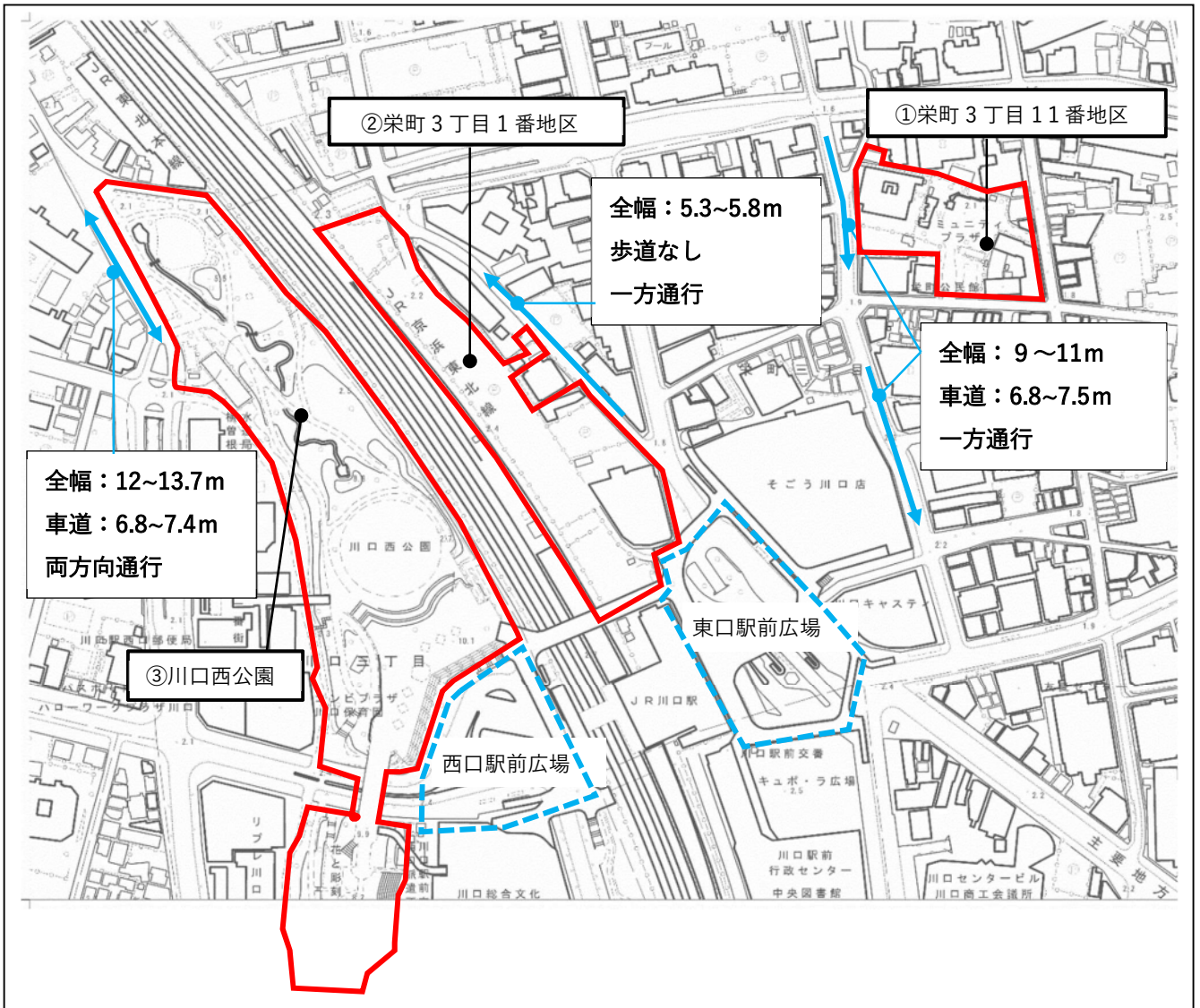


図3 前面道路



候補地の比較表

| 項目 | | ① 栄町3丁目11番地区 | ② 栄町3丁目1番地区 | ③ 川口西公園 | | | |
|--|--|---|---|---|--|--|---|
| ア 整備の実現性 | 整備の実現性 | <ul style="list-style-type: none"> 再開発事業の事業化が必要 都市計画緑地の確保が必要 | ○ | <ul style="list-style-type: none"> 再開発事業の事業化が必要 敷地の有効利用を図るためには用途地域変更等の手続きが必要 一部準工業地域を含む | △ | <ul style="list-style-type: none"> 公園内建蔽率合計10%の範囲内で建設が可能（都市公園法） 一部国有地を含む 地下埋設物、工作物が多数ある | ○ |
| | 整備スケジュール | <ul style="list-style-type: none"> 再開発事業の事業化にスケジュールが左右される | ○ | <ul style="list-style-type: none"> 再開発事業に左右される 権利調整に時間がかかる | △ | <ul style="list-style-type: none"> 整備にあたり、地下埋設物の切り回し等が必要となる | ○ |
| イ 美術館立地・機能の充足 | ①川口らしさ | <ul style="list-style-type: none"> 設計により実現可 | ◎ | <ul style="list-style-type: none"> 設計により実現可 | ◎ | <ul style="list-style-type: none"> 公園内の独立建物、デザイン自由度大 | ◎ |
| | ②街並みのデザイン | <ul style="list-style-type: none"> 地域景観形成可 | ◎ | <ul style="list-style-type: none"> 地域景観形成可 | ◎ | <ul style="list-style-type: none"> 公園内の独立景観 | ○ |
| | ③エコで災害に強い | <ul style="list-style-type: none"> 設計により実現可 | ◎ | <ul style="list-style-type: none"> 設計により実現可 | ◎ | <ul style="list-style-type: none"> 設計により実現可 | ◎ |
| | ④やさしく・安全 | <ul style="list-style-type: none"> 設計により実現可 | ◎ | <ul style="list-style-type: none"> 設計により実現可 | ◎ | <ul style="list-style-type: none"> 設計により実現可 | ◎ |
| | ⑤ドラマチック | <ul style="list-style-type: none"> 設計により実現可 | ◎ | <ul style="list-style-type: none"> 設計により実現可 | ◎ | <ul style="list-style-type: none"> 設計により実現可 | ◎ |
| | ⑥デザイン性の統一 | <ul style="list-style-type: none"> 設計により実現可 | ◎ | <ul style="list-style-type: none"> 設計により実現可 | ◎ | <ul style="list-style-type: none"> 独立建物・外部デザイン | ◎ |
| ウ 商店街など中心市街地への貢献 | <ul style="list-style-type: none"> 中心市街地の商店街沿いの敷地であり、中心市街地活性化に寄与 | ◎ | <ul style="list-style-type: none"> 既成市街地との間に産業道路が通過 | ○ | <ul style="list-style-type: none"> 直接的に地域活性化につながりにくい | △ | |
| エ 整備に係る市の財政負担 (整備時点で必要なキャッシュフロー) | <ul style="list-style-type: none"> 再開発で市有地を権利変換することにより負担を軽減（権利変換資産は土地費及び建物費に充当） | ○ | <ul style="list-style-type: none"> 同左 市・土地開発公社が大きな権利を有し、市の負担は最も少ない | ◎ | <ul style="list-style-type: none"> 土地取得費不要 地下埋設物の切り回し、搬出入路等の整備等、整備費の増大が予想される | △ | |
| 総合評価 | | ◎ | ○ | ○ | | | |
| | | <ul style="list-style-type: none"> 再開発にスケジュールが左右される課題はあるが、中心市街地の活性化への寄与を含め、最もバランスの取れた案 | <ul style="list-style-type: none"> 再開発に際し市の権利が大きく、整備に対する負担は小さいが、事業の合意形成が見通しにくい | <ul style="list-style-type: none"> 短期間で着工可能、デザインの自由度が高い等がメリット 既成市街地との結びつきは弱く、地下埋設物の切り回し、搬入搬出路設置の整備等、市負担が大きい | | | |

議案第30号

川口市立小・中学校職員服務規程の一部を改正する規則について
このことについて別紙のとおり議決を求める。

令和3年3月17日提出

川口市教育委員会教育長 茂 呂 修 平

川口市立小・中学校職員服務規程の一部を改正する規則

川口市立小・中学校職員服務規程（昭和32年教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第7条の次に次の1条を加える。

（出校時刻及び退校時刻の記録）

第7条の2 職員（勤務管理システム（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により職員の出勤及び退勤の状況を記録し、管理するシステムをいう。以下この条において同じ。）を使用している勤務場所に勤務する職員に限る。次項において同じ。）は、勤務のために出校したときは、その時刻を勤務管理システムにより、自ら記録しなければならない。

2 前項の規定により出校時刻を記録した職員は、退校しようとするときは、その時刻を勤務管理システムにより、自ら記録しなければならない。

第9条の見出しを「（退校）」に改め、同条中「学校を退出」を「退校」に改める。

第13条を次のように改める。

（願い出及び届出の特例）

第13条 職員は、病気、災害その他やむを得ない理由により、第10条又は第11条の手続をとることができないときは、電話等をもってその旨を連絡した後、速やかに第10条又は第11条の手続をとらなければならない。

第17条の7第1項中「（昭和25年法律第261号）」を削る。

第22条第1項中「（昭和25年法律第261号）」を削る。

第23条中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号を第3号とし、第5号を第4号とし、第6号及び第7号を削り、第8号を第5号とし、第9号から第12号までを3号ずつ繰り上げる。

第24条第2項中「所属職員が教育委員会に提出する書類には、校長は」を「前項の場合において、校長は、」に改める。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

議案第 31 号

川口市立高等学校職員服務規程の一部を改正する規程について
このことについて別紙のとおり議決を求める。

令和 3 年 3 月 17 日提出

川口市教育委員会教育長 茂 呂 修 平

川口市立高等学校職員服務規程の一部を改正する規程

川口市立高等学校職員服務規程（昭和41年教育委員会規程第2号）の一部を次のように改正する。

第7条の次に次の1条を加える。

（出校時刻及び退校時刻の記録）

第7条の2 職員（勤務管理システム（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により職員の出勤及び退勤の状況を記録し、管理するシステムをいう。以下この条において同じ。）を使用する職員に限る。次項において同じ。）は、勤務のために出校したときは、その時刻を勤務管理システムにより、自ら記録しなければならない。

2 前項の規定により出校時刻を記録した職員は、退校しようとするときは、その時刻を勤務管理システムにより、自ら記録しなければならない。

第9条の見出しを「（退校）」に改め、同条中「学校を退出」を「退校」に改める。

第13条を次のように改める。

（願い出及び届出の特例）

第13条 職員は、病気、災害その他やむを得ない理由により、第10条又は第11条の手続をとることができないときは、電話等をもってその旨を連絡した後、速やかに第10条又は第11条の手続をとらなければならない。

第17条の7第1項中「（昭和25年法律第261号）」を削る。

第22条第1項中「（昭和25年法律第261号）」を削る。

第23条中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号を第3号とし、第5号を第4号とし、第6号及び第7号を削り、第8号を第5号とし、第9号から第12号までを3号ずつ繰り上げる。

第24条第2項中「所属職員が教育委員会に提出する書類には、校長は必要に応じ」を「前項の場合において、校長は、必要に応じ、」に改める。

第25条中「第5条」の次に「、第7条の2」を、「非常勤の職員」の次に「（地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める学校職員を除

く。) 」を加える。

第26条第3項中「教育長が指定した」を「電子情報処理組織を使用した」に改める。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

議案第32号

川口市立学校職員の人事評価に関する規則の一部を改正する規則について
このことについて別紙のとおり議決を求める。

令和3年3月17日提出

川口市教育委員会教育長 茂 呂 修 平

川口市立学校職員の人事評価に関する規則の一部を改正する規則

川口市立学校職員の人事評価に関する規則（平成17年教育委員会規則第24号）の一部を次のように改正する。

第2条の見出し中「及び定義」を削る。

第14条を第15条とし、第13条の次に次の1条を加える。

（会計年度任用職員の人事評価）

第14条 地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員の人事評価については、第4条から前条までの規定にかかわらず、教育委員会が別に定める。

附則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

議案第 33 号

川口市立小・中学校管理規則の一部を改正する規則について
このことについて別紙のとおり議決を求める。

令和 3 年 3 月 17 日提出

川口市教育委員会教育長 茂 呂 修 平

川口市立小・中学校管理規則の一部を改正する規則

川口市立小・中学校管理規則（昭和32年教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

題名の次に次の目次を付する。

目次

- 第1章 総則（第1条）
- 第2章 学年、学期及び休業日（第2条・第3条）
- 第3章 教育活動（第4条—第10条）
- 第4章 教材の取扱い（第11条—第13条）
- 第5章 組織編制（第14条—第19条の3）
- 第6章 職員（第20条—第25条の2）
- 第7章 施設及び設備の管理（第26条—第32条）
- 第8章 学校予算（第32条の2）
- 第9章 学校評価等（第32条の3—第32条の5）
- 第10章 附属中学校（第33条—第38条）
- 第11章 雑則（第39条—第42条）

附則

第36条を第42条とし、第35条を第41条とし、第34条を第40条とし、第33条第1項中「（昭和22年文部省令第11号）」を削り、同条を第39条とする。

第10章を第11章とする。

第9章の次に次の1章を加える。

第10章 附属中学校

（高等学校との一貫教育）

第33条 川口市立高等学校附属中学校（以下「附属中学校」という。）の教育は、学校教育法第71条の規定により、川口市立高等学校（以下「高等学校」という。）における教育と一貫して施すものとする。

（附属中学校の定員）

第34条 附属中学校の生徒の定員は、教育委員会が別に定める。

(附属中学校の入学等の許可)

第35条 附属中学校の入学は入学者選考により、附属中学校の校長が許可するものとする。

2 附属中学校への転入学及び編入学（以下「転入学等」という。）は、教育上の支障がなく、かつ、転入学等を希望する生徒に同学年に在学する他の生徒と同等以上の学力があると認められた場合に、附属中学校の校長が許可することができるものとする。

(附属中学校の休業日の特例)

第36条 第3条第1項第4号から第7号までの規定にかかわらず、次に掲げる附属中学校の休業日は、当該各号に定める期間の範囲で附属中学校の校長が定めるものとする。

- (1) 春季休業日 4月1日から4月10日まで
- (2) 夏季休業日 7月15日から9月5日まで
- (3) 冬季休業日 12月20日から翌年1月10日まで
- (4) 学年末休業日 3月20日から3月31日まで

2 前項の休業日の日数の合計は、学年を通じて70日以内とする。

3 附属中学校の校長は、前項の休業日を定めるときは、あらかじめ教育委員会に届け出なければならない。

(附属中学校の教育課程)

第37条 附属中学校の校長は、附属中学校の教育課程を編成するに当たり高等学校の校長と協議を行うものとする。

(退学の報告)

第38条 附属中学校の校長が、学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第26条第3項の規定により退学を行ったときは、その旨を速やかに教育委員会に報告しなければならない。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

議案第34号

川口市立高等学校通則の一部を改正する規則について
このことについて別紙のとおり議決を求める。

令和3年3月17日提出

川口市教育委員会教育長 茂 呂 修 平

川口市立高等学校通則の一部を改正する規則

川口市立高等学校通則（昭和47年教育委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

題名の次に次の目次を付する。

目次

第1章 総則（第1条—第5条の2）

第2章 学年・学期及び休業日（第6条・第7条）

第3章 教育課程及び授業時数（第8条・第9条）

第4章 単位修得及び卒業の認定等（第10条—第11条の2）

第5章 入学、休学、退学、転学及び留学（第12条—第18条）

第6章 授業料、入学選考手数料及び入学料（第19条—第21条）

第7章 賞罰（第22条・第23条）

附則

第1条中「高等学校」という。ただし、第10条の2第1項、第10条の5第2号、第17条及び第17条の2の場合を除く」を「市立高等学校」という」に改める。

第2条第1項中「その学校の」を削る。

第3条の見出しを「（課程、学科等）」に改め、同条中「高等学校の名称、」を「市立高等学校の」に改める。

第4条及び第5条中「高等学校」を「市立高等学校」に改める。

第1章中第5条の次に次の1条を加える。

（中学校との一貫教育）

第5条の2 市立高等学校の全日制は、学校教育法第71条の規定により、川口市立高等学校附属中学校との間で一貫した教育を施すものとする。

第6条第3項中「教育委員会」を「委員会」に改める。

第7条第1項第7号中「高等学校」を「場合」に改める。

第8条中第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 校長は、教育課程の編成にあたり、川口市立高等学校附属中学校の校長と必要

な協議を行うものとする。

「第4章 単位修得及び卒業等の認定」を「第4章 単位修得及び卒業の認定等」に改める。

第10条第2項中「前項」を「前2項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 単位修得の認定は、必要と認められる場合には、学期の区分により、これを行うことができる。

第10条の2の見出し中「他の高等学校」を「在学中における他の高等学校」に改め、同条第1項中「在学する高等学校の」を削り、同条第2項を次のように改める。

2 他の高等学校の生徒が市立高等学校において一部の科目の単位を修得しようとするときは、校長は、必要に応じ、当該生徒について一部の科目の履修を許可することができる。

第10条の2第3項中「同一の高等学校に置かれている」を削る。

第10条の3及び第10条の5中「当該生徒の在学する高等学校」を「市立高等学校」に改める。

第10条の5の次に次の2条を加える。

(定時制の課程と通信制の課程の併修)

第10条の6 定時制の課程の生徒が校長の定めるところにより、他の高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）の通信制の課程において、一部の科目の単位を修得したときは、その単位数を定時制の課程の卒業に必要な単位数のうちに加えることができる。この場合において、当該生徒は、全日制の課程並びに他の高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）の全日制の課程及び定時制の課程での科目の履修をすることができない。

(過去に在学した高等学校において修得した単位)

第10条の7 校長は、生徒が過去に在学した高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）において一部の科目の単位を修得しているときは、当該修得した単位数を卒業に必要な単位数のうちに加えることができる。

第11条第1項中「その学校における」を削る。

第12条第1項及び第2項中「高等学校」を「市立高等学校」に改め、同条第3項を次のように改める。

3 編入学は、相当年齢に達し、相当の学力があると認められた者について、相当の期間を在学すべき期間として、これを許可することができる。

第12条の2を次のように改める。

(学年途中の入学の特例等)

第12条の2 校長は、特別の必要があり、かつ、教育上支障がないときは、第6条第2項に規定する学期の区分に従い、生徒を入学（前条第3項に規定する入学を除く。）させ、又は卒業させることができる。

第13条に次のただし書きを加える。

ただし、川口市立高等学校附属中学校の生徒については入学者の選抜を行わないものとする。

第14条中「志願先高等学校長」を「校長」に改める。

第16条第5項中「退学当時の在学年以下の学年に」を「修得した単位及び在学した期間に応じて、相当の期間を在学すべき期間として、」に改め、同項の次に次の1項を加える。

6 校長は、正当な理由なく引き続き2年間受講しなかった生徒については、除籍を行うことができる。

第17条第3項中「求め」の次に「、修得した単位及び在学した期間に応じて、相当の期間を在学すべき期間として」を加え、同条第4項中「転学又は」を削り、「相当学年に転入」を「相当の期間を在学すべき期間として、これ」に改める。

第17条の2第4項中「当該生徒が在籍する高等学校」を「市立高等学校」に改め、同条第5項中「各学年の課程の修了又は」を削る。

第19条第2項中「高等学校の」を削り、同条3項中「教育委員会」を「委員会」に改める。

第8章を削る。

別表を次のように改める。

別表（第3条関係）

| | | | |
|----|----|------|------|
| 課程 | 学科 | 男・女・ | 生徒定員 |
|----|----|------|------|

| | | 共学の別 | |
|-----|------|------|----------|
| 全日制 | 理数科 | 共学 | 1 2 0 |
| | 普通科 | 共学 | 1, 2 4 0 |
| 定時制 | 総合学科 | 共学 | 4 4 0 |

備考 全日制の課程普通科に設置する文理スポーツコース及びスポーツ科学コースの生徒定員は、次のとおりとする。

文理スポーツコース

| 課程 | 生徒定員 |
|-----|-------|
| 全日制 | 2 4 0 |

スポーツ科学コース

| 課程 | 生徒定員 |
|-----|------|
| 全日制 | 8 0 |

様式第1号中「三 口 北 北 北 北 北」を「三 口 北 北 北 北 北 北 北 北」に改める。

様式第2号及び様式第3号中「川口市立 高等学校長 様」を「(あて先)川口市立高等学校長」に改め、「㊟」を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。
(川口市立高等学校の単位制教育に関する規則の廃止)
- 2 川口市立高等学校の単位制教育に関する規則(平成8年教育委員会規則第9号)は、廃止する。
(川口市立高等学校通則の一部を改正する規則の一部改正)
- 3 川口市立高等学校通則の一部を改正する規則(平成31年教育委員会規則第11号)の一部を次のように改める。

第8条の改正規定中「第8条第3項」を「第8条第4項」に改める。

議案第35号

川口市立高等学校附属中学校通学区域に関する規則について
このことについて別紙のとおり議決を求める。

令和3年3月17日提出

川口市教育委員会教育長 茂 呂 修 平

川口市立高等学校附属中学校通学区域に関する規則

(趣旨)

第1条 川口市立高等学校附属中学校（以下「附属中学校」という。）の通学区域については、この規則の定めるところによる。

(通学区域)

第2条 附属中学校への就学に係る通学区域は、市内全域とする。

(その他)

第3条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

(川口市立小・中学校の指定に関する規則の一部改正)

2 川口市立小・中学校の指定に関する規則（昭和63年教育委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

第1条中「川口市立芝西中学校陽春分校」の次に「及び川口市立高等学校附属中学校」を加える。

議案第36号

川口市学校給食実施規則の一部を改正する規則について
このことについて別紙のとおり議決を求める。

令和3年3月17日提出

川口市教育委員会教育長 茂 呂 修 平

川口市学校給食実施規則の一部を改正する規則

川口市学校給食実施規則（平成23年教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第3条から第6条までを次のように改める。

（学校給食の実施）

第3条 教育長は、学校給食の実施期間及び予定回数を決定する。

2 校長は、毎月の学校給食を必要とする人員を、前月の別に定める期限までに教育長に報告しなければならない。

3 校長は、前項の報告の後、学校給食を中止する必要が生じたときは、中止しようとする日の10日（川口市の休日を定める条例（平成元年条例第55号）第1条第1項に規定する市の休日（以下「休日」という。）を除く。）前までに、教育長にその旨を届け出なければならない。

（学校給食費の納入）

第4条 学校給食費の額は、あらかじめ概算額として、年額を教育長が定める。

2 4月から翌年2月までに実施する学校給食に係る学校給食費は、前項の年額を11で除して得た額（以下「月額」という。）を、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日（その日が市の休日に当たる場合は、その直後の休日でない日）までに納入するものとする。ただし、児童手当法（昭和46年法律第73号）第21条の規定により、保護者から児童手当を学校給食費の支払いに充てる旨の申出があったときは、この限りでない。

(1) 4月分及び5月分 5月末日

(2) 6月分及び7月分 当該各月の末日

(3) 9月分から翌年2月分まで 当該各月の前月末日

3 3月に実施する学校給食に係る学校給食費は、月額に対し年間の学校給食の実施回数の確定及び必要な精算を行い、前月末日までに納入するものとする。

4 教育長は、病気、事故その他特別の事情により、学校給食費の納入が第2項及び前項に規定する期限までにより難いと認めるときは、それらの規定にかかわらず、別に期限を定めることができる。

（月の途中から学校給食の提供を受ける場合等の特例）

第5条 転入学その他の理由により月の途中から学校給食の提供を受けた場合又は月の途中から学校給食の提供を受けなくなった場合の当該月の学校給食費は、教育長が別に定める一食当たりの単価に当該月に実際に学校給食の提供を受けた回数に乗じて得た額とする。ただし、その結果、当該額が月額を上回ったときの当該月の学校給食費は、月額とする。

(その他の特例)

第6条 教育長は、前条に規定する場合のほか、次の各号のいずれかに該当するときは、学校給食費の全部若しくは一部を保護者から徴収せず、若しくはこれを保護者へ還付し、又は徴収すべき学校給食費の額を、一食当たりの単価により算定することができる。ただし、その結果、当該額が月額を上回ったときの当該月の学校給食費は、月額とする。

- (1) 児童生徒が死亡したとき。
- (2) 児童生徒が病気、事故等により学校給食を受けない日があった場合において、その日の5日（休日を除く。）前までにその保護者から学校給食を受けない旨の連絡を受けたとき。
- (3) 児童生徒及びその保護者が、生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する要保護者又はこれに準ずる者と認められるとき。
- (4) 年間に実施した学校給食の提供回数が予定回数に満たないとき。
- (5) その他教育長が必要と認めるとき。

第7条及び第8条を削り、第9条を第7条とし、第10条を第8条とし、第11条を第9条とする。

別表中「第10条」を「第8条」に改める。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

議案第 37 号

川口市教育局及び教育機関職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する規程について

このことについて別紙のとおり議決を求める。

令和 3 年 3 月 17 日提出

川口市教育委員会教育長 茂 呂 修 平

川口市教育局及び教育機関職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する
規程

川口市教育局及び教育機関職員の勤務時間等に関する規程（昭和50年教育委員会規程第2号）の一部を次のように改正する。

別記様式中「㊟」を削る。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

議案第 38 号

川口市教育委員会公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例施行規則の一部を改正する規則について
このことについて別紙のとおり議決を求める。

令和 3 年 3 月 17 日提出

川口市教育委員会教育長 茂 呂 修 平

川口市教育委員会公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

川口市教育委員会公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例施行規則（平成17年教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第3条中「第3号」を「様式第3号」に改める。

様式第1号、様式第4号及び様式第5号中「㊦」を削る。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

議案第39号

川口市文化財保護条例施行規則の一部を改正する規則について
このことについて別紙のとおり議決を求める。

令和3年3月17日提出

川口市教育委員会教育長 茂 呂 修 平

川口市文化財保護条例施行規則の一部を改正する規則

川口市文化財保護条例施行規則（昭和38年教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

題名の次に次の目次を付する。

目次

第1章 総則（第1条）

第2章 文化財保護審議会（第2条）

第3章 指定（第3条—第7条）

第4章 管理（第8条—第20条）

第5章 雑則（第21条）

附則

第13条中「第14号」を「様式第14号」に改める。

第20条第1号中「あるいは」を「又は」に改める。

様式第1号及び様式第7号から様式第18号までの規定中「㊟」を削る。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

議案第40号

川口市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則について
このことについて別紙のとおり議決を求める。

令和3年3月17日提出

川口市教育委員会教育長 茂 呂 修 平

川口市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する
条例施行規則の一部を改正する規則

川口市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例
施行規則（平成19年教育委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

様式第1号中「印」を削る。

様式第3号から様式第13号までの規定中「㊦」及び「印」を削る。

様式第14号、様式第22号及び様式第23号中「㊦」を削る。

様式第25号及び様式第26号中「印」を「_」に改め、「㊦」を削る。

様式第27号中「㊦」を削る。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

川口市立小・中学校職員服務規程の一部を改正する規則案要綱

1 改正の趣旨

埼玉県立学校職員服務規程の一部改正に倣い、学校職員の勤務管理等に関し必要な改正を行うもの。

2 改正の内容

- (1) 学校職員は、自己の出校時刻及び退校時刻を勤務管理システムにより記録することとするもの。
- (2) 毎学期末の出席調査票、休職を命ぜられた職員の休職期間が満了したとき、及び学校職員のうち病気休暇又は欠勤が引き続き1月を超えるときの教育委員会宛校務報告を不要とするもの。
- (3) その他必要な規定の整備を行うもの。

3 施行期日

令和3年4月1日から施行するもの。

4 予算措置

不要

5 その他

(1) 根拠法令又は関係法令

(2) パブリック・コメント

実施済み・不要

議案第30号参考資料

川口市立小・中学校職員服務規程の一部を改正する規則案新旧対照表

○ 川口市立小・中学校職員服務規程（昭和32年教育委員会規則第3号）

（下線の部分は改正部分）

| 改 正 案 | 現 行 |
|---|---|
| <p><u>（出校時刻及び退校時刻の記録）</u> 第7条の2 職員（勤務管理システム（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により職員の出勤及び退勤の状況を記録し、管理するシステムをいう。以下この条において同じ。）を使用している勤務場所に勤務する職員に限る。次項において同じ。）は、勤務のために出校したときは、その時刻を勤務管理システムにより、自ら記録しなければならない。</p> <p>2 前項の規定により出校時刻を記録した職員は、退校しようとするときは、その時刻を勤務管理システムにより、自ら記録しなければならない。</p> <p><u>（退校）</u> 第9条 職員は、<u>退校</u>しようとするときは、その所管する施設、設備、文書、その他の物品、金銭等を遺漏なく収置し、これらの保全管理の措置を十分に講じておかなければならない。</p> <p><u>（願い出及び届出の特例）</u> 第13条 職員は、病気、災害その他やむを得ない理由により、第10条又は第11条の手続をとることができないときは、電話等をもってその旨を連絡した後、速やかに第10条又は第11条の手続をとらなければならない。</p> <p>（修学部分休業の承認申請） 第17条の7 職員は、地方公務員法第26条の2第1項の規定により修学部分休業の承認の申請をしようとするときは、原則とし</p> | <p><u>（退出）</u> 第9条 職員は、<u>学校を退出</u>しようとするときは、その所管する施設、設備、文書、その他の物品、金銭等を遺漏なく収置し、これらの保全管理の措置を十分に講じておかなければならない。</p> <p><u>（願い出及び届出の特例）</u> 第13条 第10条又は第11条に規定する願い出又は届出が、病気、災害その他やむを得ない事情のため、あらかじめ願い出又は届出ができない場合には、とりあえず適宜の方法で連絡のうえ、事後速やかに書類をもって願い出又は届出をすることができる。</p> <p>（修学部分休業の承認申請） 第17条の7 職員は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第26条の2第1項の規定により修学部分休業の承認の申請をしようとするときは、原則とし</p> |

て当該修学部分休業をしようとする期間の始まる日の1月前までに、様式第18号の3の修学部分休業承認申請書を教育委員会に提出しなければならない。

2 (略)

(専従許可)

第22条 職員は、登録を受けた職員団体の役員として当該職員団体の業務に専ら従事するため、地方公務員法_____第55条の2第1項ただし書の規定による許可を受けようとするときは、様式第23号の許可願を教育委員会に提出しなければならない。

2 (略)

(校務報告)

第23条 校長は、次の事項については、速やかに教育委員会に報告しなければならない。

(1) (略)

(2) ~ (4) (略)

(5) ~ (9) (略)

(書類の経由及び副申)

第24条 (略)

2 前項の場合において、校長は、_____必要に応じ、副申して進達しなければならない。

て当該修学部分休業をしようとする期間の始まる日の1月前までに、様式第18号の3の修学部分休業承認申請書を教育委員会に提出しなければならない。

2 (略)

(専従許可)

第22条 職員は、登録を受けた職員団体の役員として当該職員団体の業務に専ら従事するため、地方公務員法_(昭和25年法律第261号)_第55条の2第1項ただし書の規定による許可を受けようとするときは、様式第23号の許可願を教育委員会に提出しなければならない。

2 (略)

(校務報告)

第23条 校長は、次の事項については、速やかに教育委員会に報告しなければならない。

(1) (略)

(2) 児童、生徒の出席調査表(毎学期末)

(3) ~ (5) (略)

(6) 退職を命ぜられた職員が期間満了したとき。

(7) 職員で、病気休暇又は欠勤が引き続き1月を超えるとき。

(8) ~ (12) (略)

(書類の経由及び副申)

第24条 (略)

2 所属職員が教育委員会に提出する書類には、校長は必要に応じ、副申して進達しなければならない。

川口市立高等学校職員服務規程の一部を改正する規程案要綱

1 改正の趣旨

埼玉県立学校職員服務規程の一部改正に倣い、学校職員の勤務管理等に関し必要な改正を行うもの。

2 改正の内容

- (1) 学校職員は、自己の出校時刻及び退校時刻を勤務管理システムにより記録することとするもの。
- (2) 毎学期末の出席調査票、休職を命ぜられた職員の休職期間が満了したとき、及び学校職員のうち病気休暇又は欠勤が引き続き1月を超えるときの教育委員会宛校務報告を不要とするもの。
- (3) その他必要な規定の整備を行うもの。

3 施行期日

令和3年4月1日から施行するもの。

4 予算措置

不要

5 その他

(1) 根拠法令又は関係法令

(2) パブリック・コメント

実施済み・不要

川口市立学校職員の人事評価に関する規則の一部を改正する規則案要綱

1 改正の趣旨及び内容

会計年度任用職員の人事評価についてはこの規則によらず、教育委員会が別に定めることとするとともに、その他必要な規定の整備を行うもの。

2 施行期日

令和3年4月1日から施行するもの。

3 予算措置

不要

4 その他

(1) 根拠法令又は関係法令

地方公務員法

(2) パブリック・コメント

実施済み・不要

議案第32号参考資料

川口市立学校職員の人事評価に関する規則の一部を改正する規則案新旧対照表

○ 川口市立学校職員の人事評価に関する規則（平成17年教育委員会規則第24号）

（下線の部分は改正部分）

| 改 正 案 | 現 行 |
|---|--|
| <p>（人事評価の目的_____） 第2条（略）</p> <p><u>（会計年度任用職員の人事評価）</u> <u>第14条 地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員の人事評価については、第4条から前条までの規定にかかわらず、教育委員会が別に定める。</u> 第15条（略）</p> | <p>（人事評価の目的<u>及び定義</u>） 第2条（略）</p> <p><u>第14条</u>（略）</p> |

川口市立小・中学校管理規則の一部を改正する規則案要綱

1 改正の趣旨

川口市立高等学校附属中学校（以下「附属中学校」という。）の開校に伴い、同校の管理運営に関し必要な内容を定めるもの。

2 改正の内容

- (1) 附属中学校の教育は、川口市立高等学校における教育と一貫して施すこととし、教育課程の編成に当たっては、川口市立高等学校の校長と協議することとするもの。
- (2) 附属中学校の生徒の定員は、教育委員会が別に定めるもの。
- (3) 附属中学校の入学は入学者選考を実施した上で、附属中学校の校長が許可することとするもの。
- (4) 休業日の特例として、附属中学校の春季休業日、夏季休業日、冬季休業日及び学年末休業日は、次の期間の範囲で、かつ、その合計日数を学年で70日を限度として附属中学校の校長が定めることとするもの。
 - ア 春季休業日 4月1日から4月10日まで
 - イ 夏季休業日 7月15日から9月5日まで
 - ウ 冬季休業日 12月20日から翌年1月10日まで
 - エ 学年末休業日 3月20日から3月31日まで
- (5) 附属中学校の校長が、生徒に対し退学処分を行ったときは、その旨を速やかに教育委員会に報告しなければならないこととするもの。
- (6) その他必要な規定の整備を行うもの。

3 施行期日

令和3年4月1日から施行するもの。

4 予算措置

不要

5 その他

(1) 根拠法令又は関係法令

学校教育法、学校教育法施行規則

(2) パブリック・コメント

実施済み・不要

議案第33号参考資料

川口市立小・中学校管理規則の一部を改正する規則案新旧対照表

○ 川口市立小・中学校管理規則（昭和32年教育委員会規則第2号）

（下線の部分は改正部分）

| 改 正 案 | 現 行 |
|---|-----|
| <p>目次</p> <p><u>第1章 総則（第1条）</u></p> <p><u>第2章 学年、学期及び休業日（第2条・第3条）</u></p> <p><u>第3章 教育活動（第4条—第10条）</u></p> <p><u>第4章 教材の取扱い（第11条—第13条）</u></p> <p><u>第5章 組織編制（第14条—第19条の3）</u></p> <p><u>第6章 職員（第20条—第25条の2）</u></p> <p><u>第7章 施設及び設備の管理（第26条—第32条）</u></p> <p><u>第8章 学校予算（第32条の2）</u></p> <p><u>第9章 学校評価等（第32条の3—第32条の5）</u></p> <p><u>第10章 附属中学校（第33条—第38条）</u></p> <p><u>第11章 雑則（第39条—第42条）</u></p> <p>附則</p> <p><u>第10章 附属中学校</u> <u>（高等学校との一貫教育）</u></p> <p><u>第33条 川口市立高等学校附属中学校（以下「附属中学校」という。）の教育は、学校教育法第71条の規定により、川口市立高等学校（以下「高等学校」という。）における教育と一貫して施すものとする。</u> <u>（附属中学校の定員）</u></p> <p><u>第34条 附属中学校の生徒の定員は、教育委員会が別に定める。</u> <u>（附属中学校の入学等の許可）</u></p> <p><u>第35条 附属中学校の入学は入学者選考により、附属中学校の校長が許可するものとする。</u></p> | |

2 附属中学校への転入学及び編入学（以下「転入学等」という。）は、教育上の支障がなく、かつ、転入学等を希望する生徒に同学年に在学する他の生徒と同等以上の学力があると認められた場合に、附属中学校の校長が許可することができるものとする。

（附属中学校の休業日の特例）

第36条 第3条第1項第4号から第7号までの規定にかかわらず、次に掲げる附属中学校の休業日は、当該各号に定める期間の範囲で附属中学校の校長が定めるものとする。

(1) 春季休業日 4月1日から4月10日まで

(2) 夏季休業日 7月15日から9月5日まで

(3) 冬季休業日 12月20日から翌年1月10日まで

(4) 学年末休業日 3月20日から3月31日まで

2 前項の休業日の日数の合計は、学年を通じて70日以内とする。

3 附属中学校の校長は、前項の休業日を定めるときは、あらかじめ教育委員会に届け出なければならない。

（附属中学校の教育課程）

第37条 附属中学校の校長は、附属中学校の教育課程を編成するに当たり高等学校の校長と協議を行うものとする。

（退学の報告）

第38条 附属中学校の校長が、学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第26条第3項の規定により退学を行ったときは、その旨を速やかに教育委員会に報告しなければならない。

第11章 雑則

（表簿）

第39条 学校は、学校教育法施行規則_____第28条に規定する表簿のほか、次に掲げる第2欄の表簿を備え、それぞれ第3欄に定める期間保存しなければならない。

2～4（略）

第40条～第42条（略）

第10章 雑則

（表簿）

第33条 学校は、学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第28条に規定する表簿のほか、次に掲げる第2欄の表簿を備え、それぞれ第3欄に定める期間保存しなければならない。

2～4（略）

第34条～第36条（略）

川口市立高等学校通則の一部を改正する規則案要綱

1 改正の趣旨

川口市立高等学校附属中学校の開校に伴い必要な改正を行うとともに、令和3年度からすべての課程を単位制に移行させるためその他必要な規定の整備を行うもの。

2 改正の内容

- (1) 川口市立高等学校の全日制は川口市立高等学校附属中学校との間で一貫した教育を施し、教育課程は川口市立高等学校附属中学校の校長と必要な協議の上、編成することとするもの。
- (2) 単位制教育の実施のために必要な規定の整備を行うとともに、附則で川口市立高等学校の単位制教育に関する規則（平成8年教育委員会規則第9号）を廃止するもの。
- (3) 在学保証書及び誓約書における押印を廃止するもの。
- (4) 令和4年4月1日施行の川口市立高等学校通則の一部を改正する規則（平成31年教育委員会規則第11号）に条項の移動が生じることから附則で必要な改正を行うもの。
- (5) その他必要な規定の整備を行うもの。

3 施行期日

令和3年4月1日から施行するもの。

4 予算措置

不要

5 その他

- (1) 根拠法令又は関係法令

(2) パブリック・コメント

実施済み・不要

議案第34号参考資料

川口市立高等学校通則の一部を改正する規則案新旧対照表

○ 川口市立高等学校通則（昭和47年教育委員会規則第6号）

（下線の部分は改正部分）

| 改 正 案 | 現 行 |
|--|--|
| <p>目次</p> <p><u>第1章 総則（第1条—第5条の2）</u></p> <p><u>第2章 学年・学期及び休業日（第6条・第7条）</u></p> <p><u>第3章 教育課程及び授業時数（第8条・第9条）</u></p> <p><u>第4章 単位修得及び卒業の認定等（第10条—第11条の2）</u></p> <p><u>第5章 入学、休学、退学、転学及び留学（第12条—第18条）</u></p> <p><u>第6章 授業料、入学選考手数料及び入学金（第19条—第21条）</u></p> <p><u>第7章 賞罰（第22条・第23条）</u></p> <p>附則</p> <p>第1章 総則 （趣旨）</p> <p>第1条 この規則は、学校教育法（昭和22年法律第26号）及び学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）に基づき、<u>川口市立高等学校（以下「市立高等学校」という</u> _____。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。 （学則の制定）</p> <p>第2条 校長は、この通則に基づいて、_____学則を制定するものとする。 2 （略） <u>（課程、学科等）</u></p> <p>第3条 <u>市立高等学校の</u> 課程、学科、男・女・共学の別及び生徒定員は、別表のとおりとする。 （修業年限）</p> <p>第4条 <u>市立高等学校の</u> 修業年限は、全日制の課程にあつては3年、定時制の課程にあつては4年とする。</p> | <p>第1章 総則 （趣旨）</p> <p>第1条 この規則は、学校教育法（昭和22年法律第26号）及び学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）に基づき、<u>川口市立高等学校（以下「高等学校」という。ただし、第10条の2第1項、第10条の5第2号、第17条及び第17条の2の場合を除く。）</u>の運営に関し必要な事項を定めるものとする。 （学則の制定）</p> <p>第2条 校長は、この通則に基づいて、<u>その学校の</u>学則を制定するものとする。 2 （略） <u>（名称、課程等）</u></p> <p>第3条 <u>高等学校の名称、</u>課程、学科、男・女・共学の別及び生徒定員は、別表のとおりとする。 （修業年限）</p> <p>第4条 <u>高等学校</u>の修業年限は、全日制の課程にあつては3年、定時制の課程にあつては4年とする。</p> |

(通学区域)

第5条 市立高等学校の通学区域は、川口市立高等学校通学区域に関する規則（平成12年教育委員会規則第24号）による。

（中学校との一貫教育）

第5条の2 市立高等学校の全日制は、学校教育法第71条の規定により、川口市立高等学校附属中学校との間で一貫した教育を施すものとする。

第2章 学年・学期及び休業日

(学年及び学期)

第6条 (略)

2 (略)

3 前項の規定にかかわらず、校長は、あらかじめ委員会に届け出て、学年を次の2学期に分けることができる。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から翌年の3月31日まで

(休業日)

第7条 休業日は、次のとおりとする。

(1)～(6) (略)

(7) 秋季休業日 9月26日から10月5日までの間において校長が定める期間(学年を2学期に分ける場合に限る。)

(8)・(9) (略)

2～5 (略)

(教育課程及び授業時数)

第8条 (略)

2 校長は、教育課程の編成にあたり、川口市立高等学校附属中学校の校長と必要な協議を行うものとする。

3・4 (略)

第4章 単位修得及び卒業の認定等

(単位修得の認定)

第10条 (略)

2 単位修得の認定は、必要と認められる場合には、学期の区分により、これを行

(通学区域)

第5条 高等学校の通学区域は、川口市立高等学校通学区域に関する規則（平成12年教育委員会規則第24号）による。

第2章 学年・学期及び休業日

(学年及び学期)

第6条 (略)

2 (略)

3 前項の規定にかかわらず、校長は、あらかじめ教育委員会に届け出て、学年を次の2学期に分けることができる。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から翌年の3月31日まで

(休業日)

第7条 休業日は、次のとおりとする。

(1)～(6) (略)

(7) 秋季休業日 9月26日から10月5日までの間において校長が定める期間(学年を2学期に分ける高等学校に限る。)

(8)・(9) (略)

2～5 (略)

(教育課程及び授業時数)

第8条 (略)

2・3 (略)

第4章 単位修得及び卒業等の認定

(単位修得の認定)

第10条 (略)

うことができる。

3 前2項に規定する認定の方法は、校長がこれを定める。

(在学中における他の高等学校及び中等教育学校の後期課程における学習成果の単位認定)

第10条の2 校長は、教育上有益と認めるときは、生徒が当該校長の定めるところにより他の高等学校又は中等教育学校の後期課程において一部の科目の単位を修得したときは、当該修得した単位数を当該生徒の_____卒業に必要な単位数のうちに加えることができる。

2 他の高等学校の生徒が市立高等学校において一部の科目の単位を修得しようとするときは、校長は、必要に応じ、当該生徒について一部の科目の履修を許可することができる。

3 _____全日制の課程及び定時制の課程相互の間の併修については、前2項の規定を準用する。

(学校外における学修の単位認定)

第10条の3 校長は、教育上有益と認めるときは、当該校長の定めるところにより、生徒が行う次に掲げる学修を市立高等学校_____における科目の履修とみなし、当該科目の単位を与えることができる。

(1)・(2) (略)

(3) ボランティア活動その他の継続的に行われる活動(市立高等学校_____の教育活動として行われるものを除く。)に係る学修で文部科学大臣が別に定めるもの

(高等学校卒業程度認定試験の合格科目に係る学修等の単位認定)

第10条の5 校長は、教育上有益と認めるときは、当該校長の定めるところにより、生徒が行う次に掲げる学修(当該生徒が入学する前に行ったものを含む。)を市立高等学校_____における科目の履修とみなし、当該科目の単位を与えることができる。

(1)・(2) (略)

(定時制の課程と通信制の課程の併修)

第10条の6 定時制の課程の生徒が校長の定めるところにより、他の高等学校(中等教育学校の後期課程を含む。)の通信制の課程において、一部の科目の単位

2 前項に規定する認定の方法は、校長がこれを定める。

(他の高等学校_____及び中等教育学校の後期課程における学習成果の単位認定)

第10条の2 校長は、教育上有益と認めるときは、生徒が当該校長の定めるところにより他の高等学校又は中等教育学校の後期課程において一部の科目の単位を修得したときは、当該修得した単位数を当該生徒の在学する高等学校の卒業に必要な単位数のうちに加えることができる。

2 前項の規定により、生徒が他の高等学校において一部の科目の単位を修得する場合においては、当該他の高等学校の校長は、当該生徒について一部の科目の履修を許可することができる。

3 同一の高等学校に置かれている全日制の課程及び定時制の課程相互の間の併修については、前2項の規定を準用する。

(学校外における学修の単位認定)

第10条の3 校長は、教育上有益と認めるときは、当該校長の定めるところにより、生徒が行う次に掲げる学修を当該生徒の在学する高等学校における科目の履修とみなし、当該科目の単位を与えることができる。

(1)・(2) (略)

(3) ボランティア活動その他の継続的に行われる活動(当該生徒の在学する高等学校の教育活動として行われるものを除く。)に係る学修で文部科学大臣が別に定めるもの

(高等学校卒業程度認定試験の合格科目に係る学修等の単位認定)

第10条の5 校長は、教育上有益と認めるときは、当該校長の定めるところにより、生徒が行う次に掲げる学修(当該生徒が入学する前に行ったものを含む。)を当該生徒の在学する高等学校における科目の履修とみなし、当該科目の単位を与えることができる。

(1)・(2) (略)

第13条 校長は、入学志願者に対し、別に定めるところにより、入学選抜を行うものとする。ただし、川口市立高等学校附属中学校の生徒については入学者の選抜を行わないものとする。

(志願手続)

第14条 入学志願者は、別に定める入学願書のほかに、入学に必要な書類を出身学校長を経て校長に提出しなければならない。

(休学、復学及び退学)

第16条 (略)

2～4 (略)

5 第1項の規定により退学した者が、2年以内に再入学を願い出たときは、校長は、修得した単位及び在学した期間に応じて、相当の期間を在学すべき期間として、入学を許可することができる。

6 校長は、正当な理由なく引き続き2年間受講しなかった生徒については、除籍を行うことができる。

(転学及び転籍)

第17条 (略)

2 (略)

3 他の高等学校から転入学を志望する生徒のあるときは、校長は、教育上支障がない場合には、前項に規定する書類の送付を求め、修得した単位及び在学した期間に応じて、相当の期間を在学すべき期間として、転入学を許可することができる。

4 全日制の課程及び定時制の課程相互の間の転籍については、校長は、履習した単位に応じて、相当の期間を在学すべき期間として、これを許可することができる。

(留学)

第17条の2 (略)

2・3 (略)

4 校長は、第10条第1項の規定にかかわらず、前項の規定により復学を許可された生徒について、外国の高等学校における履修を市立高等学校における履修とみなし、36単位を超えない範囲で単位の修得を認定することが

第13条 校長は、入学志願者に対し、別に定めるところにより、入学選抜を行うものとする。

(志願手続)

第14条 入学志願者は、別に定める入学願書のほかに、入学に必要な書類を出身学校長を経て志願先高等学校長に提出しなければならない。

(休学、復学及び退学)

第16条 (略)

2～4 (略)

5 第1項の規定により退学した者が、2年以内に再入学を願い出たときは、校長は、退学当時の在学年以下の学年に 入学を許可することができる。

(転学及び転籍)

第17条 (略)

2 (略)

3 他の高等学校から転入学を志望する生徒のあるときは、校長は、教育上支障がない場合には、前項に規定する書類の送付を求め 、転入学を許可することができる。

4 全日制の課程及び定時制の課程相互の間の転学又は転籍については、校長は、履習した単位に応じて、相当学年に転入 を許可することができる。

(留学)

第17条の2 (略)

2・3 (略)

4 校長は、第10条第1項の規定にかかわらず、前項の規定により復学を許可された生徒について、外国の高等学校における履修を当該生徒が在籍する高等学校における履修とみなし、36単位を超えない範囲で単位の修得を認定することが

○ 川口市立高等学校通則の一部を改正する規則（平成31年教育委員会規則第11号）（附則第3項関係）

（下線の部分は改正部分）

| 改 正 案 | 現 行 |
|---|---|
| <p>川口市立高等学校通則（昭和47年教育委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。</p> <p><u>第8条第4項</u>及び第11条第1項中「総合的な学習の時間」を「総合的な探究の時間」に改める。</p> | <p>川口市立高等学校通則（昭和47年教育委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。</p> <p><u>第8条第3項</u>及び第11条第1項中「総合的な学習の時間」を「総合的な探究の時間」に改める。</p> |

川口市立高等学校附属中学校通学区域に関する規則案要綱

1 制定の趣旨及び内容

川口市立高等学校附属中学校の通学区域等を市内全域とするとともに、附則で川口市立小・中学校の指定に関する規則を一部改正し、川口市立高等学校附属中学校を同規則の適用から除くもの。

2 施行期日

令和3年4月1日から施行するもの。

3 予算措置

不要

4 その他

(1) 根拠法令又は関係法令

(2) パブリック・コメント

実施済み・不要

議案第35号参考資料

川口市立高等学校附属中学校通学区域に関する規則案新旧対照表

○ 川口市立小・中学校の指定に関する規則（昭和63年教育委員会規則第7号）（附則第2項関係）

（下線の部分は改正部分）

| 改 正 案 | 現 行 |
|---|---|
| <p>（趣旨） 第1条 この規則は、学校教育法施行令（昭和28年政令第340号。以下「政令」という。）第5条第2項の規定による就学すべき川口市立小学校（以下「小学校」という。）又は川口市立中学校（川口市立芝西中学校陽春分校及び川口市立高等学校附属中学校を除く。以下「中学校」という。）の指定（政令第6条で準用する場合を含む。）に関し必要な事項を定めるものとする。</p> | <p>（趣旨） 第1条 この規則は、学校教育法施行令（昭和28年政令第340号。以下「政令」という。）第5条第2項の規定による就学すべき川口市立小学校（以下「小学校」という。）又は川口市立中学校（川口市立芝西中学校陽春分校_____を除外する。以下「中学校」という。）の指定（政令第6条で準用する場合を含む。）に関し必要な事項を定めるものとする。</p> |

川口市学校給食実施規則の一部を改正する規則案要綱

1 改正の趣旨

学校給食の実施及び学校給食費の徴収に関し、条文の明確化等必要な規定の整備を行うもの。

2 改正の内容

- (1) 学校給食の実施に関し、教育長は学校給食の実施期間、予定回数を決定する旨を明記するもの。
- (2) 学校給食費の額はあらかじめ概算額として、年額を教育長が別に定めることとするとともに、毎月納入すべき学校給食費の額について、規定を明確にするもの。
- (3) 転入学等の事情のある月の学校給食費は、教育長が別に定める一食当たりの単価を用いて算定することとするもの。
- (4) その他特別の事情のあった場合の学校給食費の取扱いについて、規定を整備するもの。

3 施行期日

令和3年4月1日から施行するもの。

4 予算措置

不要

5 その他

- (1) 根拠法令又は関係法令
- (2) パブリック・コメント
実施済み・不要

議案第36号参考資料

川口市学校給食実施規則の一部を改正する規則案新旧対照表

○ 川口市学校給食実施規則（平成23年教育委員会規則第3号）

（下線の部分は改正部分）

| 改 正 案 | 現 行 |
|--|---|
| <p><u>（学校給食の実施）</u></p> <p>第3条 教育長は、学校給食の実施期間及び予定回数を決定する。</p> <p>2 校長は、毎月の学校給食を必要とする人員を、前月の別に定める期限までに教育長に報告しなければならない。</p> <p>3 校長は、前項の報告の後、学校給食を中止する必要があるときは、中止しようとする日の10日（川口市の休日を定める条例（平成元年条例第55号）第1条第1項に規定する市の休日（以下「休日」という。）を除く。）前までに、教育長にその旨を届け出なければならない。</p> <p><u>（学校給食費の納入）</u></p> <p>第4条 学校給食費の額は、あらかじめ概算額として、年額を教育長が定める。</p> <p>2 4月から翌年2月までに実施する学校給食に係る学校給食費は、前項の年額を11で除して得た額（以下「月額」という。）を、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日（その日が市の休日に当たる場合は、その直後の休日でない日）までに納入するものとする。ただし、児童手当法（昭和46年法律第73号）第21条の規定により、保護者から児童手当を学校給食費の支払いに充てる旨の申出があったときは、この限りでない。</p> <p>(1) 4月分及び5月分 5月末日</p> <p>(2) 6月分及び7月分 当該各月の末日</p> <p>(3) 9月分から翌年2月分まで 当該各月の前月末日</p> <p>3 3月に実施する学校給食に係る学校給食費は、月額に対し年間の学校給食の実施回数の確定及び必要な精算を行い、前月末日までに納入するものとする。</p> <p>4 教育長は、病気、事故その他特別の事情により、学校給食費の納入が第2項及び前項に規定する期限までにより難いと認めるときは、それらの規定にかかわらず、別に期限を定めることができる。</p> | <p><u>（学校給食費の納入期限）</u></p> <p>第3条 学校給食費の納入期限は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日（その日が川口市の休日を定める条例（平成元年条例第55号）第1条第1項に規定する市の休日（以下「休日」という。）に当たる場合は、その直後の休日でない日）とする。</p> <p>(1) 4月分及び5月分 5月末日</p> <p>(2) 6月分及び7月分 当該月の末日</p> <p>(3) 9月分から翌年3月分まで 当該月の前月末日</p> <p><u>（学校給食費の減額又は免除）</u></p> <p>第4条 教育長は、保護者が、病気、事故その他の理由により、学校給食費の納付に一時的な困難が生じた場合は、学校給食費を減額し、又は免除することができる。</p> <p>2 教育長は、その他特別の理由があると認めるときは、学校給食費を減額することができる。</p> |

(月の途中から学校給食の提供を受ける場合等の特例)

第5条 転入学その他の理由により月の途中から学校給食の提供を受けた場合又は月の途中から学校給食の提供を受けなくなった場合の当該月の学校給食費は、教育長が別に定める一食当たりの単価に当該月に実際に学校給食の提供を受けた回数を乗じて得た額とする。ただし、その結果、当該額が月額を上回ったときの当該月の学校給食費は、月額とする。

(その他の特例)

第6条 教育長は、前条に規定する場合のほか、次の各号のいずれかに該当するときは、学校給食費の全部若しくは一部を保護者から徴収せず、若しくはこれを保護者へ還付し、又は徴収すべき学校給食費の額を、一食当たりの単価により算定することができる。ただし、その結果、当該額が月額を上回ったときの当該月の学校給食費は、月額とする。

- (1) 児童生徒が死亡したとき。
- (2) 児童生徒が病気、事故等により学校給食を受けない日があった場合において、その日の5日（休日を除く。）前までにその保護者から学校給食を受けない旨の連絡を受けたとき。
- (3) 児童生徒及びその保護者が、生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する要保護者又はこれに準ずる者と認められるとき。
- (4) 年間に実施した学校給食の提供回数が予定回数に満たないとき。
- (5) その他教育長が必要と認めるとき。

第7条～第9条 （略）

別表（第8条 関係）

(月の途中から学校給食を受ける場合の学校給食費の徴収)

第5条 転入学その他の理由により月の途中から学校給食を受ける児童生徒に係る当該月における学校給食費は、日割りをもって算定した額を徴収する。

(学校給食費の還付又は調整)

第6条 教育長は、次の各号のいずれかに該当するときは、学校給食費の全部若しくは一部を徴収せず、若しくはこれを還付し、又は学校給食費の徴収に関し必要な調整を行うことができる。

- (1) 児童生徒が転校、入学又は死亡したとき。
- (2) 児童生徒が病気、事故その他の理由により学校給食を受けない日があった場合において、その日の5日（休日を除く。）前までにその保護者から学校給食を受けない旨の連絡を受けていたとき。
- (3) その他教育長が必要と認めるとき。

(学校給食の実施期間及び実施回数)

第7条 教育長は、学校給食の実施期間及び実施回数を決定する。

2 校長は、学校給食人員報告書を、教育長に提出しなければならない。

(学校給食における実施計画の変更)

第8条 校長は、前条第2項の規定により学校給食人員報告書を提出した後に、学校、学年又は学級を単位とした実施計画の変更に伴い、学校給食を中止する必要があるときは、中止しようとする日の10日（休日を除く。）前までに、教育長にその旨を届け出なければならない。

第9条～第11条 （略）

別表（第10条関係）

川口市教育局及び教育機関職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する規程
案要綱

1 改正の趣旨及び内容

行政手続における押印及び署名（以下「押印等」という。）の取扱指針が定められたことに鑑み、教育局に属する一般職職員等が休憩時間の変更の承認を受けようとする際は、押印を要しないこととするもの。

2 施行期日

令和3年4月1日から施行するもの。

3 予算措置

不要

4 その他

(1) 根拠法令又は関係法令

(2) パブリック・コメント

実施済み・不要

川口市教育委員会公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例施行規則の一部を改正する規則案要綱

1 改正の趣旨及び内容

行政手續における押印及び署名（以下「押印等」という。）の取扱指針が定められたことに鑑み、公の施設の指定管理者の申請者等から受ける書類には押印を要しないこととするとともに、その他必要な規定の整備を行うもの。

2 施行期日

令和3年4月1日から施行するもの。

3 予算措置

不要

4 その他

(1) 根拠法令又は関係法令

(2) パブリック・コメント

実施済み・不要

議案第38号参考資料

川口市教育委員会公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例施行規則の一部を改正する規則案新旧対照表

- 川口市教育委員会公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例施行規則（平成17年教育委員会規則第3号）

（下線の部分は改正部分）

| 改 正 案 | 現 行 |
|--|--|
| <p>（結果の通知） 第3条 条例第7条の規定による通知は、様式第2号の指定書又は<u>様式第3号</u>の通知書により行うものとする。</p> | <p>（結果の通知） 第3条 条例第7条の規定による通知は、様式第2号の指定書又は<u>第3号</u>の通知書により行うものとする。</p> |

川口市文化財保護条例施行規則の一部を改正する規則案要綱

1 改正の趣旨及び内容

行政手続における押印及び署名（以下「押印等」という。）の取扱指針が定められたことに鑑み、市指定文化財の指定及び管理に関し、その所有者等から提出を受ける書類には押印を要しないこととするとともに、その他必要な規定の整備を行うもの。

2 施行期日

令和3年4月1日から施行するもの。

3 予算措置

不要

4 その他

(1) 根拠法令又は関係法令

(2) パブリック・コメント

実施済み・不要

議案第39号参考資料

川口市文化財保護条例施行規則の一部を改正する規則案新旧対照表

○ 川口市文化財保護条例施行規則（昭和38年教育委員会規則第4号）

（下線の部分は改正部分）

| 改 正 案 | 現 行 |
|--|---|
| <p>目次</p> <p><u>第1章 総則（第1条）</u></p> <p><u>第2章 文化財保護審議会（第2条）</u></p> <p><u>第3章 指定（第3条—第7条）</u></p> <p><u>第4章 管理（第8条—第20条）</u></p> <p><u>第5章 雑則（第21条）</u></p> <p><u>附則</u></p> <p>（届出）</p> <p>第13条 条例第16条による届出は、様式第9号から<u>様式第14号</u>までの届により行うものとする。</p> <p>（補償の基準）</p> <p>第20条 補償額の決定は、次の基準により行うものとする。</p> <p>（1）市指定文化財が滅失又は<u>修理不可能</u>のときは、当該文化財の時価に相当する金額</p> <p>（2）（略）</p> | <p>（届出）</p> <p>第13条 条例第16条による届出は、様式第9号から<u>第14号</u>までの届により行うものとする。</p> <p>（補償の基準）</p> <p>第20条 補償額の決定は、次の基準により行うものとする。</p> <p>（1）市指定文化財が滅失<u>あるいは修理不可能</u>のときは、当該文化財の時価に相当する金額</p> <p>（2）（略）</p> |

川口市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例
施行規則の一部を改正する規則案要綱

1 改正の趣旨及び内容

行政手続における押印及び署名（以下「押印等」という。）の取扱指針が定められたことに鑑み、公務災害補償を受ける市立学校の非常勤の学校医等、学校長、診療機関等からは押印を求めないこととするもの。

2 施行期日

令和3年4月1日から施行するもの。

3 予算措置

不要

4 その他

(1) 根拠法令又は関係法令

(2) パブリック・コメント

実施済み・不要

行政手続における押印及び署名の取扱指針が定められたことに伴い押印を廃止する様式について

議案第34号 川口市立高等学校通則の一部を改正する規則について
様式第2号 在学保証書
様式第3号 誓約書

議案第37号 川口市教育局及び教育機関職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する規程について
別記様式 休憩時間変更承認請求書兼届出書

議案第38号 川口市教育委員会公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例施行規則の一部を改正する規則について
様式第1号 指定管理者指定申請書
様式第4号 変更届出書
様式第5号 事業報告書

議案第39号 川口市文化財保護条例施行規則の一部を改正する規則について
様式第1号 市指定文化財の指定同意書
様式第7号 市指定文化財管理責任者選任（変更・解任届）
様式第8号 市指定文化財の現状変更許可申請書
様式第9号 市指定文化財滅失（毀損、亡失、盗難）届
様式第10号 市指定文化財の所在場所変更届
様式第11号 市指定文化財の所有者（保持者又は保持団体の代表者）の氏名（住所名称）変更届
様式第11号の2 市指定文化財の構成員の氏名（住所）変更届
様式第12号 市指定文化財保持者死亡届
様式第12号の2 市指定文化財保持団体解散届
様式第13号 市指定文化財修理（復旧）届
様式第14号 市指定文化財の保全施設亡失（破損・汚損）届
様式第15号 市指定文化財管理（修理・復旧）費補助申請書
様式第16号 市指定文化財の譲渡承認願書

- 様式第17号 市指定文化財公開承認願書
- 様式第18号 市指定文化財損失補償請求書

議案第40号 川口市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害
補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則について

- 様式第1号 公務災害発生報告書
- 様式第3号 療養補償請求書
- 様式第4号 休業補償請求書
- 様式第5号 傷病補償年金請求書
- 様式第6号 傷病補償年金変更請求書

- 様式第7号 障害補償 年 金 請求書
一時金

- 様式第8号 障害補償変更請求書
- 様式第9号 介護補償請求書
- 様式第10号 遺族補償年金請求書
- 様式第11号 遺族補償年金前払一時金請求書
- 様式第12号 遺族補償一時金請求書
- 様式第13号 葬祭補償請求書
- 様式第14号 未支給の補償請求書
- 様式第22号 遺族補償年金支給停止申請書
- 様式第23号 遺族補償年金支給停止解除申請書
- 様式第25号 傷病の現状報告書
- 様式第26号 障害の現状報告書
- 様式第27号 遺族の現状報告書

令和３年度大貫海浜学園・水上自然教室の実施方法について

1 実施方法

日帰りにより実施。

2 日帰りとした理由

現在の新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえると、宿泊を伴う実施には感染防止対策や医療体制等、様々な課題があるため、日帰りによる開催とすることにより、児童生徒の安全や感染拡大防止につなげながら事業を実施できると判断した。

日帰りでの実施でも、大貫海浜学園・水上自然教室の目的である、豊かな環境の中で自然に親しみ、集団活動を通じて学校・家庭・地域では得がたい経験を得ることが可能と考える。

3 実施状況

| | |
|-------|------|
| 令和元年度 | 2泊3日 |
| 令和2年度 | 中止 |
| 令和3年度 | 日帰り |

※小・中学校ともに、特別支援学級については合同隊ではなく、各校において実施する。